

土浦市地域防災計画

【資料編】

土浦市防災会議

《資料目次》

【総則の関係】	
土浦市防災会議条例	1
土浦市防災会議委員一覧表	3
【災害対策組織の関係】	
防災関係機関窓口	4
土浦市災害対策本部条例	5
【地震に係る基礎データ】	
土浦市域地形分類図	6
【危険箇所等】	
被害認定基準	7
土砂災害危険箇所等の定義	8
土砂災害警戒区域	9
山地災害危険地区	11
【情報通信】	
放送要請内容	12
防災相互通信用無線局一覧表	13
【応援協力】	
災害時における協定等一覧表	14
【避難】	
避難場所	16
浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	19
指定避難所の主な備蓄品目	21
【緊急輸送の関係】	
緊急通行車両確認証明書・通行標章	22
緊急輸送道路	23
臨時ヘリポート等	26
【災害救助法】	
災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	29
【災害復旧・復興】	
土浦市り災証明書等交付要綱	33
土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例	35
土浦市災害見舞金等支給条例	39
生活再建等の支援制度一覧	41

《様式目次》

【職員動員に関する様式】

勤務時間外動員用職員名簿	様式-1
非常配備体制別配備人員名簿	様式-2
職員参集（予定・報告）表	様式-3

【土浦市の報告等様式】

発信用紙	様式-4
受信用紙	様式-5
第1号様式 [災害概況速報]	様式-6
第2号様式 [要請情報]	様式-7
第3号様式 [災害対策従事者名簿]	様式-8
第4号様式 [災害対策活動実施状況報告]	様式-9
第5号様式 [避難状況速報]	様式-10
第6号様式 [避難所・救護所収容状況速報]	様式-11
第7号様式 [救援物資等給与状況]	様式-12
第8号様式 [物資経理状況]	様式-13
第9号様式 [調査個表]	様式-14

【避難所運営の様式】

避難者カード	様式-15
避難者名簿（避難所入所記録簿市民用）	様式-16
避難者名簿（避難所収容記録簿市民以外用）	様式-17
避難所収容状況調	様式-18
物品受け払い簿	様式-19
避難所勤務状況	様式-20
避難所日誌	様式-21

【応急医療救護に関する様式】

医療救護班診療記録	様式-22
医療救護班医療衛生材料使用簿	様式-23
医療救護班の編成及び活動記録	様式-24
医薬品衛生材料受け払い簿	様式-25
病院診療所医療実施状況	様式-26
助産台帳	様式-27

【搜索受付～火葬・埋葬の様式】

行方不明者等受付簿	様式-28
遺体調書	様式-29
氏名札	様式-30
災害遺体送付票	様式-30
遺体処理票	様式-30
遺留品処理票	様式-31
遺体搜索状況記録簿	様式-32
遺体処理台帳	様式-33
埋葬台帳	様式-34

【り災証明書の様式】

り災証明書	様式-35
り災（被災）証明書等交付簿	様式-36

【義援金の様式】

義援金領収書	様式-37
--------	-------

資料

【総則】

土浦市防災会議条例

昭和37年12月22日

条例第41号

注 平成11年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、土浦市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平11条例24・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土浦市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 土浦市水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平21条例2・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、45人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 土浦市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
- (3) 茨城県の知事の部内の職員
- (4) 茨城県警察の警察官
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、防災に関する学識経験を有する者及び市長が防災上必要と認める者

(平14条例22・平18条例27・平21条例2・平24条例1・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平24条例1・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平21条例2・平24条例1・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年12月27日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年6月27日条例第22号)

【総則】

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

付 則(平成18年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月19日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【災害対策本部】

土浦市防災会議委員一覧表

(令和3年4月1日現在)

No.	機 関・団体名	職名	防災会議条例第3条第5項適用
1	関東農政局茨城県拠点	地方参事官	第1号
2	関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	土浦出張所長	第1号
3	関東地方整備局常陸河川国道事務所	土浦国道出張所長	第1号
4	陸上自衛隊古河駐屯地第一施設団第101施設器材隊	隊長	第2号
5	茨城県県南県民センター	センター長	第3号
6	茨城県土浦保健所	所長	第3号
7	茨城県土浦土木事務所	所長	第3号
8	茨城県流域下水道事務所	所長	第3号
9	茨城県企業局県南水道事務所	所長	第3号
10	茨城県土浦警察署	署長	第4号
11	土浦市	副市長	第5号
12	土浦市	副市長	第5号
13	土浦市	市長公室長	第5号
14	土浦市	総務部長	第5号
15	土浦市	市民生活部長	第5号
16	土浦市	保健福祉部長	第5号
17	土浦市	こども未来部長	第5号
18	土浦市	都市政策部長	第5号
19	土浦市	産業経済部長	第5号
20	土浦市	建設部長	第5号
21	土浦市	教育部長	第5号
22	土浦市	議会事務局長	第5号
23	土浦市	教育長	第6号
24	土浦市	消防長	第7号
25	土浦市消防団	団長	第7号
26	日本郵便株式会社土浦郵便局	局長	第8号
27	東日本旅客鉄道株式会社土浦駅	駅長	第8号
28	東日本電信電話株式会社茨城支店	支店長	第8号
29	東京電力パワグリッド株式会社土浦支社	支社長	第8号
30	東部瓦斯株式会社茨城南支社	支社長	第8号
31	関東鉄道株式会社	取締役社長	第8号
32	一般社団法人 茨城県トラック協会土浦支部	支部長	第8号
33	株式会社茨城放送	常務取締役兼業務局長	第8号
34	公益社団法人 茨城県看護協会	会長	第8号
35	一般社団法人 土浦市医師会	会長	第9号
36	土浦市地区長連合会	会長	第9号
37	土浦市民生委員児童委員協議会連合会	会長	第9号
38	土浦市消防団女性消防部	分団長	第9号
39	一般社団法人茨城県建設業協会土浦支部土浦分会	会長	第9号
40	筑波大学	講師	第9号
41	保健福祉支援研究所	代表	第9号
42	一般社団法人茨城県建築士会土浦支部	理事	第9号
43	土浦市議会	議員	第9号
44	土浦市議会	議員	第9号
45	土浦市女性団体連絡協議会	会長	第9号
46	土浦市女性団体連絡協議会	副会長	第9号

【災害対策本部】

防災関係機関窓口

(令和3年4月1日現在)

(1) 行政機関

機 関・団体名	所在地	電話番号
国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	潮来市潮来 3510	0299-63-2411
霞ヶ浦河川事務所土浦出張所	土浦市蓮河原町 4497	029-821-2155
陸上自衛隊 古河駐屯地	古河市上辺見 1195	0280-32-4141
茨城県 防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	029-301-2885
土浦土木事務所	土浦市中高津三丁目 11-5	029-822-4345
土浦保健所	土浦市下高津二丁目 7-46	029-821-5342
土浦警察署	土浦市立田町 1-20	029-821-0110
県南水道事務所	土浦市大岩田 2972	029-821-3945
県流域下水道事務所	土浦市湖北二丁目 8 番 1 号	029-823-1621
東京都葛飾区 危機管理課	東京都葛飾区立石 5-13-1	03-5654-8572
山形県天童市 危機管理室	山形県天童市老野森一丁目 1-1	023-654-1111

(2) ライフライン関係

機 関・団体名	所在地	電話番号
東京電力パワーグリッド(株) 土浦支社	土浦市千束町 4-18	029-899-2051
東日本電信電話(株) 茨城支店	水戸市北見町 8-8	029-232-4825
東部ガス(株) 茨城南支社	土浦市有明町 2-49	029-821-1107
(株)NTT ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー	03-5156-1111
KDDI(株)	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号 ガーデンエアタワー	03-3347-0077
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号	03-6889-2000

(3) 交通関係

機 関・団体名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道(株) 土浦駅	土浦市有明町 1-30	029-821-0424
東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所	つくばみらい市筒戸 1606	0297-52-2820
関東鉄道(株)	土浦市真鍋一丁目 10-8	029-822-3727

(4) 報道関係

機 関・団体名	所在地	電話番号
(株)茨城放送	水戸市千波町 2084-2	029-244-2160
土浦ケーブルテレビ(株)	土浦市真鍋一丁目 11-12	029-824-9082
(株)茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル	029-239-3001

(5) 医療関係

機 関・団体名	所在地	電話番号
土浦市医師会	土浦市東真鍋町 2-39	029-821-0849
土浦市歯科医師会	土浦市川口一丁目 3-115-B306	029-827-2780
土浦協同病院	土浦市おおつ野四丁目 1-1	029-830-3711
霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津二丁目 7-14	029-822-5050

(6) その他関係機関

機 関・団体名	所在地	電話番号
土浦市社会福祉協議会	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 4 階	029-821-5995
土浦市商工会議所	土浦市中央二丁目 2-16	029-822-0391

【災害対策本部】

土浦市災害対策本部条例

昭和37年12月22日
条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、土浦市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

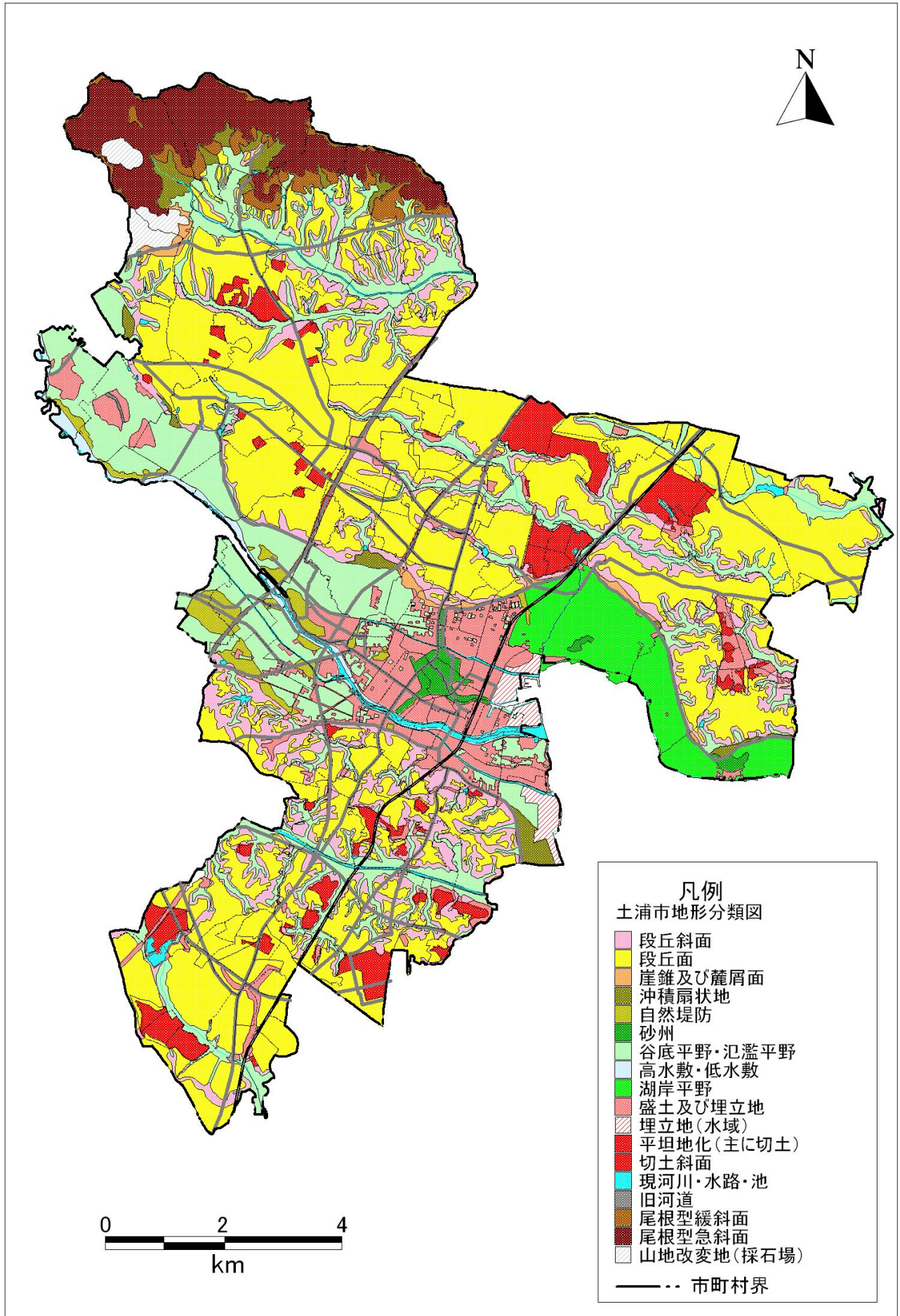
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

【地震に関する基礎データ】

土浦市域地形分類図



【危険箇所等】

被害認定基準

被害の種類	基準（内閣府通知）
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家の大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【危険箇所等】

土砂災害危険箇所等の定義

(1) 土砂災害危険箇所・山地災害危険地区の定義

土砂災害等の種類	定 義
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所(※)
土石流危険溪流	土石流発生の危険があり、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある溪流(※)
地すべり危険箇所	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所(※)
山腹崩壊危険地区	地形(傾斜、土層厚、溪床勾配等)、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
崩壊土砂流出危険地区	地形(傾斜、土層厚等)、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所

※人家がない箇所でも今後新規の住宅立地が見込まれる箇所を含む。

(2) 土砂災害(特別)警戒区域の指定基準

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊	○傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍(50 メートルを超える場合は 50m) 以内の区域	傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域
土石流	土石流のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域	土石流に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域
地すべり	○地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) ○地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250m を超える場合は、250m)の範囲内の区域	地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時に建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大 60m の範囲内の区域

【危険箇所等】

土砂災害警戒区域

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	分類	斜面区分	箇所名	大字	小字	備考
1	I	人工斜面	小松ヶ丘1	小松ヶ丘町		
2	I	人工斜面	小松ヶ丘2	小松ヶ丘町		
3	I	人工斜面	中1	中		
4	I	人工斜面	中2	中		
5	I	人工斜面	右靱	右靱		
6	I	人工斜面	烏山1	烏山	二丁目	
7	I	自然斜面	中貫2	板谷	五丁目	
8	I	自然斜面	中貫3	板谷	一丁目	
9	I	自然斜面	中貫4	板谷	七丁目	
10	I	自然斜面	常名1-1	常名町	常名	
11	I	自然斜面	常名1-2	常名町		
12	I	自然斜面	常名2	常名町	常名	
13	I	自然斜面	木田余1	真鍋	四丁目	
14	I	自然斜面	木田余2	木田余西台		
15	I	自然斜面	西真鍋町	西真鍋町		
16	I	自然斜面	真鍋3丁目	真鍋	三丁目	
17	I	自然斜面	東真鍋町	東真鍋町		
18	I	自然斜面	木田余3	木田余		
19	I	自然斜面	手野町1	手野町		
20	I	自然斜面	手野町2	手野町		
21	I	自然斜面	手野町3	手野町	久保	
22	I	自然斜面	三蔵	手野町	三蔵	
23	I	自然斜面	中内	田村町	中内	
24	I	自然斜面	上高津1	上高津		
25	I	自然斜面	上高津2	上高津		
26	I	自然斜面	下高津1	下高津	四丁目	
27	I	自然斜面	下高津2	下高津	二丁目	
28	I	自然斜面	下高津3	下高津	一丁目	
29	I	自然斜面	小松1	小松	三丁目	
30	I	自然斜面	小松2-1	小松	三丁目	
31	I	自然斜面	小松2-2	小松	三丁目	
32	I	自然斜面	大岩田1	大岩田		
33	I	自然斜面	大岩田2-2	大岩田		
34	I	自然斜面	大岩田2-1	大岩田		
35	I	自然斜面	千鳥ヶ丘町	千鳥ヶ丘町		
36	I	自然斜面	霞ヶ岡町1	霞ヶ岡町		
37	I	自然斜面	国分町1	国分町		
38	I	自然斜面	国分町2	国分町		
39	I	自然斜面	中高津1	中高津	二丁目	
40	I	自然斜面	天川	天川		
41	I	自然斜面	小岩田西2	小岩田西	一丁目	
42	I	自然斜面	小岩田東	小岩田東	一丁目	
43	I	自然斜面	中3	中		
44	I	自然斜面	右靱-1	右靱		
45	I	自然斜面	烏山2	烏山		
46	I	自然斜面	板谷	板谷	六丁目	
47	I	自然斜面	前山	神立町	前山	
48	I	自然斜面	一町田台	木田余	一町田台	
49	I	自然斜面	中神立町	中神立町		
50	I	自然斜面	青木	神立町	青木	
51	I	自然斜面	東	殿里	東	
52	I	人工斜面	中高津2	中高津	二丁目	
53	I	人工斜面	富士崎	富士崎	二丁目	

【危険箇所等】

番号	分類	斜面区分	箇所名	大字	小字	備考
54	I	自然斜面	霞ヶ岡町2	霞ヶ岡町		
55	I	自然斜面	久道地	右靱	久道地	
56	II	自然斜面	右靱-2	右靱		
57	II	自然斜面	大門	沖宿町	大門	
58	II	自然斜面	南坪	上高津	南坪	
59	II	自然斜面	天川	天川	二丁目	
60	II	自然斜面	東田	永国	東田	
61	II	自然斜面	桜ヶ丘町	桜ヶ丘町		
62	II	自然斜面	田村町c	田村町		
63	III	自然斜面	今泉町b	今泉	今泉町	
64	III	自然斜面	今泉町d	今泉	今泉町	
65	III	自然斜面	今泉町e	今泉	今泉町	
66	III	自然斜面	小山崎町c	小山崎	小山崎町	
67	III	自然斜面	常名	東若松町	常名	
68	III	自然斜面	神立町一区b	神立町	神立町一区	
69	III	自然斜面	神立町	神立町		
70	III	自然斜面	田村町b	田村町		
71	III	自然斜面	下高津	下高津		
72	I	自然斜面	藤沢	藤沢		
73	I	自然斜面	富士上	本郷	富士上	
74	I	自然斜面	瓦谷後	永井	瓦谷後	
75	I	自然斜面	田土部廊	藤	田土部廊	
76	I	自然斜面	坂下	藤沢	坂下	
77	I	自然斜面	新地	藤沢	新地	
78	I	自然斜面	台山	下坂田	台山	
79	I	自然斜面	屋敷付	下坂田	屋敷付	
80	I	自然斜面	立野a	上坂田		
81	I	自然斜面	立野b	上坂田		
82	I	自然斜面	石橋	下坂田	石橋	
83	II	人工斜面	池ノ台	藤沢	池ノ台	
84	II	自然斜面	峰台	上坂田	峰台	
85	II	自然斜面	屋敷付	下坂田	屋敷付	
86	II	自然斜面	台山	下坂田	台山	
87	II	自然斜面	峯	上坂田		

(2) 土石流危険溪流一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	分類	水系名	河川名	溪流名	大字	備考
88	I	利根川	天の川	東城寺沢	東城寺	
89	I	利根川	天の川	一の滝	東城寺	
90	I	利根川	天の川	東沢	東城寺	
91	I	利根川	天の川	下川	小野	
92	I	利根川	天の川	水呑沢	小野	
93	I	利根川	天の川	清滝沢	小野	
94	I	利根川	天の川	荒地沢	小野	
95	III	利根川	天の川	久保沢	本郷	
96	III	利根川	天の川	寺の沢	本郷	

【危険箇所等】

山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	所 在		地区名	備 考
	市町村名	大 字		
1	土浦市	東城寺	片坂	
2	土浦市	東城寺	東山	
3	土浦市	小野	鬼門山	
4	土浦市	東城寺	東城寺	
5	土浦市	永井	泉	

(2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	所 在		地区名	備 考
	市町村名	大 字		
1	土浦市	東城寺	由田	
2	土浦市	小野	熊ノ石	
3	土浦市	小野	表山	
4	土浦市	東城寺	由田	
5	土浦市	小野	中坪	
6	土浦市	東城寺	由田	
7	土浦市	小野	表山	

【情報通信】

放送要請内容

1 放送の要請

市長および知事は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

2 要請の手続

市は、県が放送要請の際に記載する下記放送申込書の必要事項を茨城県防災・危機管理課に伝達する。

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

令和 年 月 日

茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長 殿

土 浦 市 長 氏 名

(注) 本申込書は正副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。

【情報通信】

防災相互通信用無線局一覧表

(令和3年4月1日現在)

周波数 158.35MHz 局種 FB：基地局 ML：陸上移動局 MP：携帯局 (★：466.775MHz)

免許人	呼出名称	局種	出力 (W)	設置 (常置) 場所
茨城県	ぼうさいいばらきけん	FB	0.1	水戸市笠原町978-6 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課
	しょうぼういばらきへり 1	MP	1	つくば市上境992
	しょうぼういばらきこうくうたい 10	MP	10	茨城県防災・危機管理部 消防安全課 防災航空室
	いばらきけんそうご	FB	10	水戸市笠原町978-6
	いばらき 21	ML	10	茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課
" 22~24	ML	10	ひたちなか市西十三奉行11518-4 環境放射線監視センター	
土浦市	つちうらほんぶしき 1~2	ML	10	土浦市田中町2083番地1 土浦市消防本部 土浦消防署
	つちうらほんぶたんく 1	ML	10	
	つちうらほんぶぼんぶ 1	ML	10	
	つちうらほんぶきゅうきゅう 1	ML	10	
	つちうらほんぶはんそう 1	ML	10	
	つちうらほんぶゆそう 1	ML	10	
	つちうらたんく 1~2	ML	10	
	つちうらぼんぶ 1	ML	10	
	つちうらきゅうじょ 1	ML	10	
	つちうらはしご 1	ML	10	
	つちうらはんそう 1	ML	10	
	つちうらこうほう 1	ML	10	
	つちうらきゅうきゅう 1~2	ML	10	
	★しょうかつぼんぶ 1~10	MP	1	
	★しょかつしき 1~4	MP	1	
	★しょかつつちうら 1~29	MP	1	
	つちうらしょうぼうてい 1	ML	10	土浦市川口二丁目13番6号 ラクスマリーナ
	つちうらみなみたんく 1	ML	10	土浦市桜ヶ丘町13番1号 土浦消防署 南分署
	つちうらみなみこうほう 1	ML	10	
	つちうらみなみきゅうきゅう 1	ML	10	
	★しょかつみなみ 1~7	MP	1	土浦市中荒川沖町27番12号 荒川沖消防署
	つちうらあらかわおきたんく 1	ML	10	
	つちうらあらかわおきぼんぶ 1	ML	10	
	つちうらあらかわおきこうほう 1	ML	10	
	つちうらあらかわおききゅうきゅう 1	ML	10	
	★しょかつあらかわおき 1~9	MP	1	土浦市神立中央五丁目32番6号 神立消防署
	つちうらかんだつかがく 1	ML	10	
	つちうらかんだつぼんぶ 1	ML	10	
つちうらかんだつこうほう 1	ML	10		
つちうらかんだつきゅうきゅう 1	ML	10		
★しょかつかんだつ 1~9	MP	1	土浦市大畑46番地 新治消防署	
つちうらにいはりたんく 1	ML	10		
つちうらにいはりぼんぶ 1	ML	10		
つちうらにいはりこうほう 1	ML	10		
つちうらにいはりきゅうきゅう 1	ML	10		
★しょかつにいはり 1~9	MP	1		

【応援協力】

災害時における協定等一覧表

(令和4年3月1日現在)

分類	番号	締結先	名称等	応援内容	締結日	担当班
総合支援	1	県内43市町村	災害時等の相互応援に関する協定	市町村相互間の援助	H.6.4.1	本部統括班
	2	東京都葛飾区	災害時における土浦市と葛飾区との相互応援に関する基本協定・実施細目	備蓄物資の提供、被災住民受入れ、救済活動への職員派遣	H.8.2.19 H.9.3.10	本部統括班
	3	山形県天童市	災害時における友好都市相互応援に関する協定	備蓄物資及び資機材の提供、被災住民受入れ、救済活動への職員派遣	H.20.10.1	本部統括班
	4	水戸信用金庫	災害時における施設の応急利用に関する協定	耐震性貯水槽他施設の応急利用及び人的支援	H.27.3.20	本部統括班
	5	株常陽銀行	災害時における支援に関する協定	電気自動車の貸与及び電力供給、非常用備蓄品の提供及び行員の応援協力	H.27.3.20	本部統括班
	6	土浦ケーブルテレビ(株)	災害時における職員及び車両等の提供に関する協定	人的支援・物資の供給	R.1.8.2	本部統括班
	7	郵便事業(株)	土浦市と郵便局との地域における協力に関する協定	地域見守り活動、道路損傷等の情報提供災害発生時の包括協力	H.19.10.1 H.29.10.3	本部統括班
	8	イオンリテール(株)	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	施設の提供、生活物資等の提供、災害概況の情報提供	H.21.6.26	本部統括班
	9	日本ボーイスカウト茨城県連盟	災害時における物資等の提供に関する協定	物資の提供、人的支援	R.3.12.24	本部統括班 職員動員班
情報	10	国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	各種情報の交換、情報連絡員の派遣	H.23.2.17	道路調査班
	11	土浦市調査測量設計業協会	災害時における被害状況調査活動に関する協定	被害状況調査活動	H.23.10.28	道路調査班
	12	スカイガード	災害時における無人航空機の運用による支援活動に関する協定	災害状況把握のための映像、画像の情報収集等	H.30.10.31	広報班
	13	ドローン産業(株)	災害時における無人航空機の運用による支援活動に関する協定	無人航空機の運用による支援活動	R.3.3.24	広報班
	14	株ゼンリン 千葉・茨城エリア統括部	災害時における地区製品等の供給等に関する協定	地区製品等の備蓄と供給、住宅地区インターネット配管サービスの提供等	H.30.2.27	広報班
	15	土浦市下水道管路維持協会	災害時における復旧支援活動に関する協定	被害状況調査活動	H.24.3.23	下水道班
	16	土浦アマチュア無線クラブ	災害時における情報収集に関する協定	無線による情報収集及び情報提供	H.12.1.17	広報班
	17	土浦ケーブルテレビ(株)	災害時等における放送要請に関する協定	災害時等における放送	H.20.3.10	広報班
	18	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	防災アプリやWEB等による災害情報発信等	H.30.10.31	広報班
医療	19	土浦市歯科医師会	災害時における歯科医療救護についての協定	歯科医療救護活動、口腔ケア等	H.28.3.17	健康対策班
	20	土浦薬剤師会	災害時における医療救護活動についての協定	薬剤師の派遣、医薬品の供給	H.29.1.30	健康対策班
施設利用	21	株ジョイフルアスレティッククラブ	災害における施設の応急利用に関する協定	施設・設備の利用	R.1.8.2	本部統括班
	22	株IACドライビングスクール 他	災害時における施設の応急利用に関する協定	施設の応急利用	R.3.1.12	本部統括班
	23	株土浦自動車学校	災害時における施設・設備等の応急利用に関する協定	敷地・設備・車両等の応急利用	R.3.12.24	本部統括班 資源管理班
	24	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合土浦支部	災害時における宿泊施設の利用に関する協定	宿泊施設の一時的な利用	R.2.3.25	本部統括班
	25	三協フロンティア(株)	災害時におけるユニットハウスの供給等に関する協定	ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の供給	R.2.10.13	本部統括班
避難者・帰宅困難者	26	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	地震等大規模災害に関する覚書・確認書	帰宅困難者等への避難支援活動	H.24.3.7 H.24.3.23	避難所班
	27	アルカス土浦管理組合	災害時における施設の利用に関する協定	帰宅困難者の受入れ 帰宅困難者への備蓄物資の提供	H.29.11.27	避難所班
	28	土浦市民間社会福祉施設協議会	災害時における福祉的協力に関する協定	避難避難者対象者への避難支援活動	H.24.7.10	福祉班
	29	茨城県立土浦特別支援学校	災害時における福祉的協力に関する協定	避難避難者対象者の受け入れ及び避難所の運営	H.25.7.4	福祉班
	30	東日本電信電話(株) 茨城支店	災害時公衆電話の設置利用に関する覚書	被災者が無料で利用できる災害時用公衆電話の避難場所への設置	H.30.2.27	避難所班
	31	株つくば電気通信	災害時における施設の応急利用に関する協定	施設・設備の応急利用、保有物資の提供等	R.2.3.25	本部統括班 避難所班
トイレ供給	32	株ユーケン	災害時における仮設トイレの提供に関する協定	仮設トイレの提供	H.23.10.28	環境班

【応援協力】

分類	番号	締結先	名称等	応援内容	締結日	担当班	
物資供給	33	いばらきコープ生活協同組合	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	保有物資の優先供給及び運搬	H.11.10.13	物資調達班	
	34	利根コカ・コーラボトリング(株)	災害時における救援物資の提供に関する協定	市施設内の災害対応型自販機商品の無償提供、飲料水等の優先的提供	H.21.6.26	物資調達班	
	35	(株)アクアクララ筑波山	災害時における飲料水の提供に関する協定	飲料水の提供及び運搬	H.21.6.26	物資調達班	
	36	(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供等に関する協定	飲料水の提供及び運搬	H.25.7.4	物資調達班	
	37	(株)田島屋	災害時における米穀等の提供に関する協定	白米、炊飯米等の提供	H.30.2.27	物資調達班	
	38	(株)カスミ	災害時における物資の供給等に関する協定	食料・飲料水、日用品生活品、応急対策物資の供給及び運搬	H.28.3.17	物資調達班	
	39	(株)内田商会	災害時におけるダンボール製災害用品等の調達に関する協定	ダンボール製災害用品の供給及び運搬	H.29.1.30	物資調達班	
	40	セツカートン(株) つくば工場	災害時におけるダンボール製災害用品の供給等に関する協定	段ボール製品(床用シート、間仕切り、簡易ベット等)の供給・運搬	R.2.10.13	物資調達班	
	41	西尾レントオール(株)	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	災害対策資機材の供給、避難者支援用資機材の供給	H.29.1.30	物資調達班	
	42	(株)ジョイフル本田	災害における物資供給に関する協定	作業用品及び日用品の供給	R.1.8.2	物資調達班	
	43	日立建機日本(株) つくば営業所	災害時におけるレンタル資機材の優先供給に関する協定	災害対策資機材の供給、資機材の運搬、設置、撤去	H.30.10.31	物資調達班 道路調査班 避難所班	
	44	明利酒類(株)	災害時及び感染症等流行時における消毒液類の提供に関する協定	消毒液の優先的提供、運搬等	R4.3.28	物資調達班 避難所班	
	輸送	45	ヤマト運輸(株)	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	緊急物資輸送及び物資拠点の運営	R.3.3.24	物資調達班
		46	茨城県トラック協会土浦支部	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定	車両による物資の輸送・配送及び輸送・配送に関する必要な人員の派遣	H.25.7.4	物資調達班
47		茨城県バス協会貸切委員会南支部	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	バス車両による緊急輸送	R.2.10.13	本部統括班	
ライフライン復旧	48	茨城県高圧ガス保安協会土浦支部	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	LPガス及び応急対策用資機材の供給等	R.2.3.25	物資調達班	
	49	土浦市指定上下水道協同組合	災害時における復旧工事等の協力に関する協定	上下水道の復旧工事、応急給水協力	H.15.8.22	下水道班 水道班	
	50	茨城日産自動車(株) 日産自動車(株)	電気自動車を活用した災害連携	電気自動車、外部給電器の貸与及び電気自動車用充電スタンドの使用	R4.3.30	環境班 避難所班	
建設・土木	51	茨城県建設業協会土浦支部土浦分会	災害時における応急対策活動に関する協定	復旧作業・建設資材の調達及び運搬等	H.22.3.26	資源管理班	
	52	土浦市歯園協力会	災害時における応急対策活動に関する協定	公共施設における被害の防止措置作業及び応急復旧作業、障害物除去作業	H.24.7.10	資源管理班	
	53	茨城県建築士会土浦支部	災害時における建築物の被害調査等の応援協力に関する協定	被災建築物応急危険度判定及び家屋被害調査	R.2.10.13	被害調査班	
	54	茨城県解体工事業協同組合	災害時における被災建築物等の解体撤去に関する協定	被災した建築物や工作物等の解体撤去及び災害廃棄物の撤去・収集運搬等	H.30.10.31	本部統括班 住宅支援班	
	55	(株)あきば商事	災害時における車両等の移動に関する協定	車両移動による交通網確保	H.29.1.30	道路調査班	
	56	茨城県塗装工業組合	災害時における洗浄等の支援協力に関する協定	高圧洗浄機の使用による建物等の汚泥洗浄	R4.3.29	環境班	
災害廃棄物	57	廃棄物と環境を考える協議会	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	応急物資及び資機材の提供、応急及び復旧に必要な職員の派遣	H.25.7.12	環境班	
遺体安置等	58	茨城中央葬祭業協同組合	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体搬送等の協力に関する協定	葬祭用品の供給、遺体安置・搬送等	R.1.8.2	市民対応班 環境班	

【避難】

避難場所

平成25年6月に改正された災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」として（法第49条の4）、また、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を「指定避難所」として（法第49条の7）、市町村長が指定することとしております。

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和3年4月1日現在)

NO	名称	所在地	指定緊急避難場所			指定 避難所	電話番号
			洪水	土砂災害	地震		
1	土浦小学校	大手町13-32	×	○	○	○	029-822-2325
2	下高津小学校	下高津4-2-9	○	○	○	○	029-821-1100
3	東小学校	中455		×	○	○	029-841-0565
4	旧宍塚小学校	宍塚1478	×	○	○	○	
5	大岩田小学校	大岩田2066-1	○	○	○	○	029-821-0247
6	真鍋小学校	真鍋4-3-1	○	○	○	○	029-821-0752
7	都和小学校	並木5-4826-1	○	○	○	○	029-831-1510
8	荒川沖小学校	荒川沖東3-24-3		○	○	○	029-841-0049
9	中村小学校	中村南5-29-5		○	○	○	029-841-0168
10	土浦第二小学校	富士崎2-1-41	×	○	○	○	029-821-0205
11	上大津東小学校	沖宿町2489	○	○	○	○	029-828-1018
12	旧上大津西小学校	手野町3651	○	○	○	○	
13	神立小学校	中神立町4		○	○	○	029-831-5999
14	右叻小学校	右叻1728-3		○	○	○	029-842-2501
15	都和南小学校	常名3090	○	○	○	○	029-823-8251
16	乙戸小学校	乙戸南2-1-1		○	○	○	029-843-2008
17	菅谷小学校	菅谷町1464-8		○	○	○	029-831-8331
18	旧藤沢小学校	藤沢3057	○	○	○	○	
19	旧山ノ荘小学校	本郷301		○	○	○	
20	土浦第一中学校	文京町3-8	×	○	○	○	029-821-3679
21	土浦第二中学校	東真鍋町21-7	○	○	○	○	029-821-0808
22	土浦第三中学校	中村南1-25-15		○	○	○	029-841-0200
23	土浦第四中学校	中高津3-10-4	○	○	○	○	029-821-0297
24	土浦第五中学校	手野町3218-1	○	○	○	○	029-828-1021
25	土浦第六中学校	右叻428		○	○	○	029-842-7751
26	都和中学校	中貫1222-2		○	○	○	029-831-0866
27	新治学園義務教育学校	藤沢913	○	○	○	○	029-862-3503

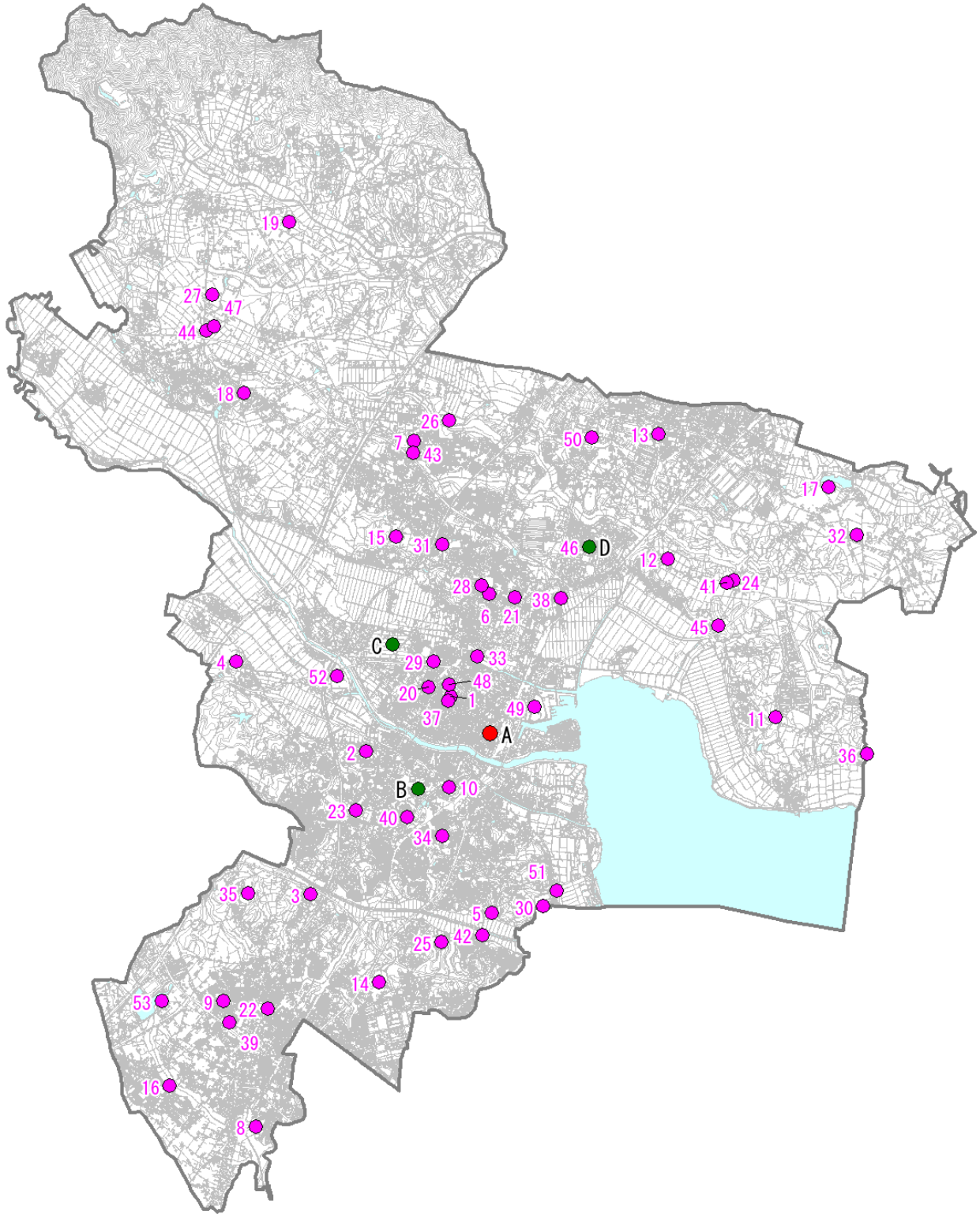
【避難】

NO	名 称	所 在 地	指定緊急避難場所			指定 避難所	電話番号
			洪水	土砂災害	地震		
28	土浦第一高等学校	真鍋4-4-2	○		○		029-822-0137
29	土浦第二高等学校	立田町9-6	×		○		029-822-5027
30	土浦第三高等学校	大岩田1599	○		○		029-821-1605
31	土浦工業高等学校	真鍋6-11-20	○		○		029-821-1953
32	土浦湖北高等学校	菅谷町1525-1			○		029-831-4170
33	つくば国際大学高等学校	真鍋1-3-5	×		○		029-821-0670
34	土浦日本大学高等学校	小松ヶ丘町4-46	○		○		029-822-3382
35	常総学院高等学校	中村西根1010			○		029-842-8771
36	茨城県霞ヶ浦環境科学センター	沖宿町1853	○		○		029-828-0960
37	一中地区公民館	大手町13-9	×	○	○		029-821-0104
38	二中地区公民館	木田余1675	○	○	○		029-824-3588
39	三中地区公民館	中村南4-8-14		○	○		029-843-1233
40	四中地区公民館	国分町11-5	○	○	○		029-843-9330
41	上大津公民館	手野町3252	○	○	○		029-828-1008
42	六中地区公民館	烏山2-2346-1		○	○		029-842-3585
43	都和公民館	並木5-4824-1	○	○	○		029-832-1667
44	新治地区公民館	藤沢982	○	○	○		029-862-2673
45	老人福祉センター湖畔荘	手野町1892-1	○				029-828-0881
46	ワークヒル土浦	木田余東台4-1-1	○				029-826-2622
47	土浦市保健センター	下高津2-7-27	○				029-826-3471
48	亀城公園	中央1-13-34	×	○	○		
49	川口運動公園	川口2-12-75	×	○	○		
50	神立公園	北神立町3		○	○		
51	霞ヶ浦総合公園	大岩田1051	×	○	○		
52	市民運動広場	佐野子260	×	○	○		
53	乙戸沼公園	中村西根番外50-10		○	○		

※×印は浸水想定区域内であるなどの理由から、避難所として開設しない。

【避難】

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所及び災害対策本部位置図



種別	記号	名称
● 災害対策本部	A	市役所
● 災害対策本部 代替施設	B	土浦市保健センター
	C	土浦市消防本部
	D	ワークヒル土浦
● 避難場所	1	(記号の数字は一覧のNOと対応)

【避難】

浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

(令和3年11月1日現在)

区分	NO	施設名	所在地	電話	FAX	伝達方法	想定浸水深(m)	土砂災害警戒区域	
医療施設	1	野上病院	東崎町6-8	822-0145	824-0881	電話	3.0~5.0		
	2	結束耳鼻咽喉科医院	大町7-19	821-0222	823-7036	電話	3.0~5.0		
	3	柴田マタニティクリニック	桜町4-13-20	821-0154	821-1709	電話	3.0~5.0		
	4	中央大衿整形外科	中央2-9-2	821-0220	823-6676	電話	0.5~3.0		
障害児・者施設	5	土浦市障害者自立支援センター	大和町9-2 ウララ2 5階	827-1123	827-0111	電話	3.0~5.0		
	6	コスモス	神立町1614	831-1686	831-8636	電話	—	○	
	7	尚恵厚生園	神立町1791	831-1686	831-8636	電話	—	○	
	8	ざつきよやホーム	東崎町6-29	825-6537	825-6531	電話	3.0~5.0		
	9	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町1-14	827-1104	827-1105	電話	3.0~5.0		
	10	おひさま	穴塚184	895-4531	895-4531	電話	0.5~3.0		
	11	たんぽぽ作業所	穴塚1232-2	846-4430	823-8579	電話	3.0~5.0		
	12	就労センター土浦	大手町16-12	875-5475	875-5485	電話	3.0~5.0		
	13	ワークステーション土浦	下高津1-5-8	899-8197	845-2903	電話	0.5~3.0		
	14	Bee Corporation	田中3-8-28	835-3003	835-3033	電話	3.0~5.0		
	15	self-A・プラネット 土浦大町	大町14-14 クラフト大町ビル2階	869-9696	869-9555	電話	3.0~5.0		
	16	グループホームはなまる	小松1-21-5	886-6600	886-6602	電話	0.5~3.0		
	17	ハピネス	下高津3-6-7	897-3423		電話	0.5~3.0		
	18	放課後クラブ ビ・バップスタイル	田中3-8-28 3階	828-7300	828-7300	電話	3.0~5.0		
	19	放課後等デイサービス 苺和	虫掛3726-1	846-0815	846-0816	電話	3.0~5.0		
	20	からしだね	上高津486-2	835-3622	835-3622	電話	3.0~5.0		
	21	陽なたハウス	桜町1-1-19	050-6873-1834	020-4664-2392	電話	0.5~3.0		
	22	クララホーム下高津	下高津1-4-6	811-8018		電話	0.5~3.0		
	23	テイクハート土浦	有明町2-31 関鉄土浦ビル6階	875-6027	875-6028	電話	0.5~3.0		
	24	就労センター飯田	飯田2127-1	886-7561	886-7562	電話	0.5~3.0		
	25	あらた土浦事業所	大和町8-22 土浦タマキビル4階	897-3407	897-3408	電話	3.0~5.0		
	26	就労継続支援B型事業所クラブ	川口1-6-22	811-8018	879-5806	電話	3.0~5.0		
	27	ピースホームタウン土浦	田中1-4-1	823-4700	828-4701	電話	3.0~5.0		
	高齢者施設	28	土浦市老人福祉センターうらら	大和町9-2 ウララ2 6階	827-0050	824-4118	電話	3.0~5.0	
		29	滝の園	穴塚1935	826-1110	826-6636	電話	3.0~5.0	
		30	滝の園別館 ねもとの里	穴塚1988-1	839-2100	839-6010	電話	0.5~3.0	
		31	土浦ケアセンターそよ風	田中1-1-32	835-2635	835-2637	電話	3.0~5.0	
32		ツクイ土浦	東真鍋町8-14	825-1280	825-1281	電話	0.5~3.0		
33		喜楽希楽サービス	上高津486-2	835-4415	835-4901	電話	3.0~5.0		
34		ふるさとホーム土浦	大手町6-2	825-3510		電話	3.0~5.0		
35		ハートリビング土浦中央	中央1-5-16	897-3770	897-3771	電話	3.0~5.0		

【避難】

区分	N O	施設名	所在地	電話	FAX	伝達 方法	想定浸水 深(m)	土砂災害 警戒区域
高齢者施設	36	ショートステイひかり	東崎町6-24	822-8341	835-3515	電話	3.0~5.0	
	37	シルバーケア土浦	木田余 4606	826-7021	826-6410	電話	—	○
	38	いっせい	東崎町6-15	875-6900	875-6477	電話	3.0~5.0	
	39	セントラル土浦	真鍋新町12-10	893-6100	893-6101	電話	3.0~5.0	
	40	サンテラス土浦	文京町8-3	826-6333	826-6334	電話	3.0~5.0	
	41	ケアパレス・ナヴァーレ	港町3-30-23	835-1133	835-1123	電話	0.5~3.0	
	42	まごころの家 土浦真鍋	真鍋2-4-32	846-1288	826-4101	電話	3.0~5.0	
	43	Residential Care COSMOS	滝田 1-33-1	886-3430	886-3431	電話	0.5~3.0	
	44	シェアリゾート・アモール虫掛	虫掛 3578	893-2085	893-2086	電話	3.0~5.0	
	45	特別養護老人ホーム 滝田	滝田 1-10-2	875-5771	875-5727	電話	0.5 未満	
	46	土浦の里	中央 2-6-27	895-3789	895-3789	電話	3.0~5.0	
	47	駅前デイサービス	大和町9-1 ウララB1	828-5371	828-5372	電話	3.0~5.0	
	48	レコードブック土浦駅前	港町1-7-5 櫻井ビルⅡ 1階B号室	896-5884	896-5885	電話	0.5~3.0	
	49	デイサービス ここねす	生田町1-28 トリニティビル1階	845-7175	899-8639	電話	3.0~5.0	
	50	デイサービスゆとりえ土浦	土浦市田中1-6-3 クラブ田中一丁目テナントⅡ	875-4126	875-4261	電話	3.0~5.0	
	51	ヤックスデイサービス土浦	真鍋新町7-4	824-1501	835-3359	電話	3.0~5.0	
	52	リハ・プライド土浦	富士崎 1-10-1	896-6922	896-6923	電話	0.5~3.0	
	53	グループホーム だんらん	宍塚 1957	821-7071	826-6636	電話	3.0~5.0	
54	すたじお創	真鍋 1-1-24	090-9149-6091	307-4280	電話	3.0~5.0		
55	半日型デイサービスいろいろ	生田町 3-3	823-5052	823-5052	電話	3.0~5.0		
幼稚園・児童福祉施設	51	白帆幼稚園	蓮河原新町 11-35	823-2695	823-2695	電話	0.5~3.0	
	52	東崎保育所	東崎町 4-7	821-2807	821-2807	電話	3.0~5.0	
	53	桜川保育園	田中 3-4-5	821-8341	823-0390	電話	3.0~5.0	
	54	エンゼルゆめ保育園	真鍋 2-10-23	822-1863	822-3861	電話	3.0~5.0	
	55	つくば国際保育園	真鍋新町 8-16	823-7404	823-8750	電話	0.5~3.0	
	56	白帆保育園	蓮河原新町 8-30	823-3070	823-3070	電話	0.5~3.0	
	57	童話館保育園	東真鍋 9-28	824-1323	869-9326	電話	0.5~3.0	
	58	もみじこども園	富士崎 2-1-46	846-2645	826-1177	電話	0.5 未満	
	59	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	823-1460	823-1460	電話	3.0~5.0	
	60	キッズランドなないろ土浦園	大町 11-41 なないろビル	875-3651	886-6768	電話	3.0~5.0	
	61	はっぴー文京園	文京町 4-8	826-2881	826-2881	電話	3.0~5.0	
	63	マナ愛児園	上高津 489-1	825-1585	825-1585	電話	3.0~5.0	
	64	ひよこクラブ	富士崎 1-5-25	826-0331	826-0331	電話	0.5~3.0	
	65	ゆうゆう(友遊)託児園	蓮河原新町 1-8	828-5797	828-5795	電話	0.5~3.0	
66	オレンジ保育室	大手町 5-23	899-1356		電話	3.0~5.0		
67	古河ヤクルト販売株 生田町センター託児室	生田町 9-20	824-1657	824-1657	電話	3.0~5.0		
68	ニチイキッズ土浦さくら保育園	桜町 3-14-18	825-2231	825-2232	電話	3.0~5.0		
69	恋愛園	殿里 20	821-0392	825-2232	電話	3.0~5.0		

【避難】

指定避難所の主な備蓄品目

(令和3年11月1日現在)

	参 考 品 目	備 考
食料品・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ米（アレルギー対応型） ・ビスケット ・ライスクッキー（アレルギー対応型） ・飲料水 ・粉ミルク 	
生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・防寒シート ・トイレトペーパー ・おむつ ・生理用品 	
避難所運営資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ（組立式トイレ） ・仮設トイレ（マンホール設置型） ・簡易トイレ（ボックス型等） ・発電機 ・発電機用燃料 ・投光器 ・テント ・間仕切り ・扇風機 ・事務用品 ・ラジオ ・事務用品（筆記用具等） 	
防災資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・拡声器 ・担架 ・リヤカー ・ブルーシート（防水シート） ・スコップ ・ジャッキ ・バール ・コードリール ・チェーンソー ・チェーンソー用燃料 ・水運搬袋 ・軍手 	
衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用救急セット ・マスク ・消毒液 ・使い捨て手袋 ・感染防護衣 	

※ 一部、集中管理

【緊急輸送】

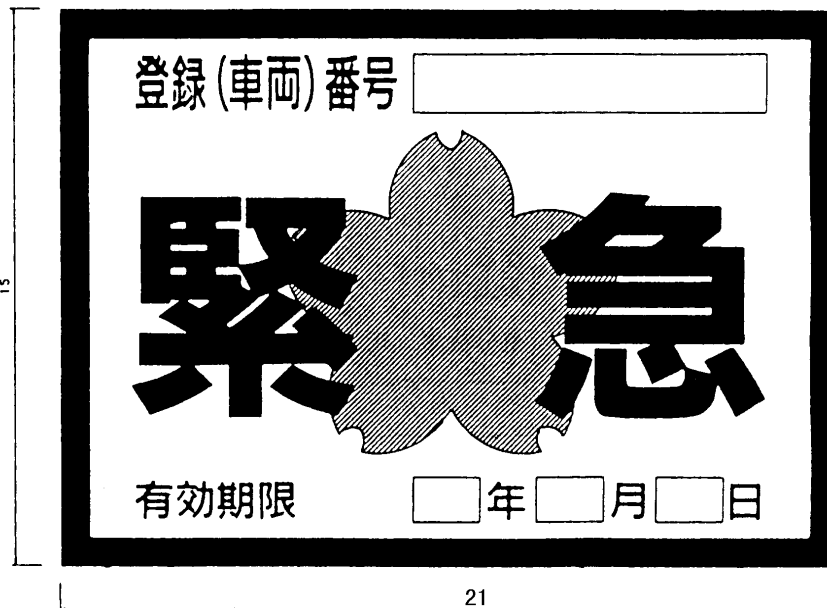
緊急通行車両確認証明書・通行標章

証明書の様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		茨城県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）			
使 用 者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

緊急通行車両通行標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【緊急輸送】

緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路一覧表

(令和3年4月1日現在)

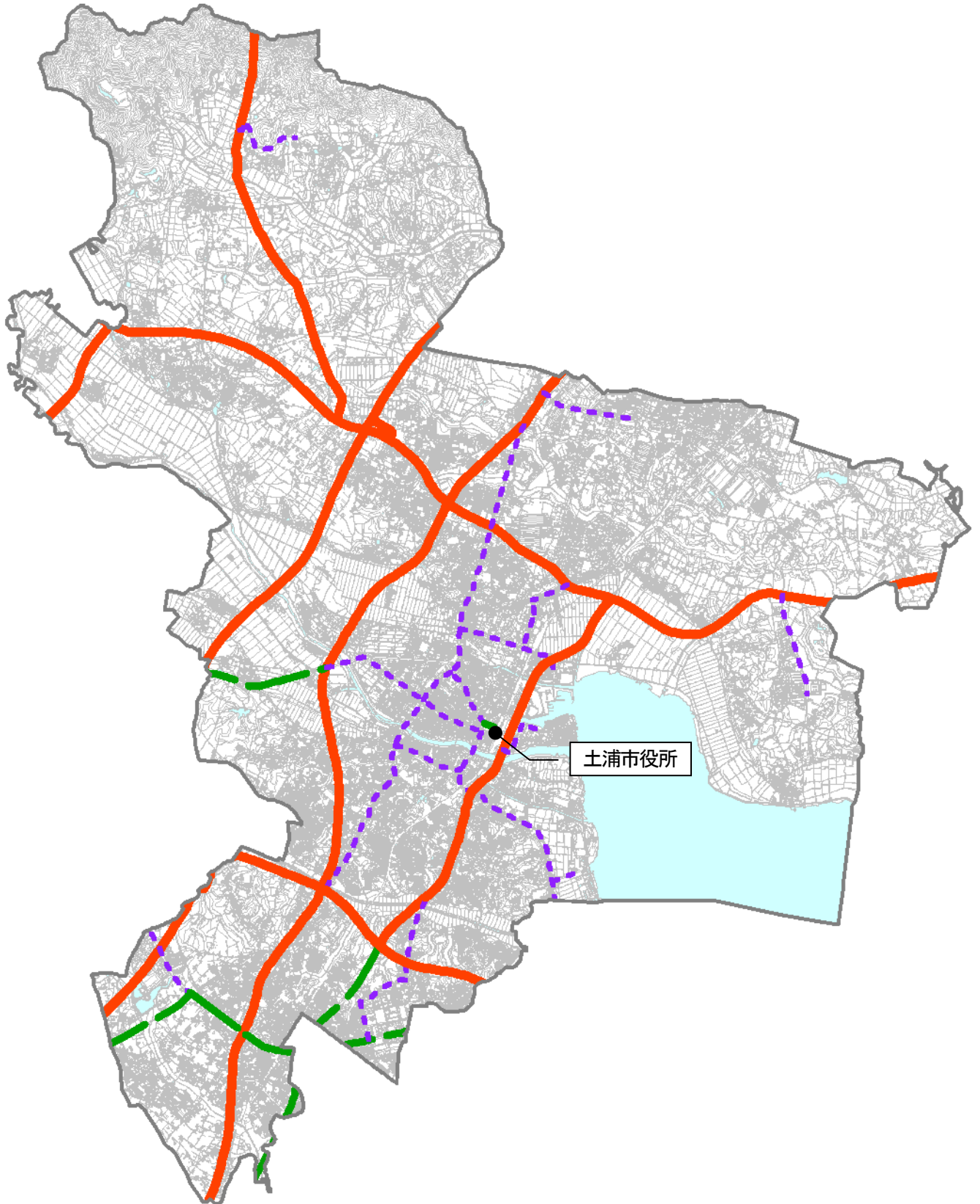
種別	指定路線 (区間)
県指定 第1次	国道6号線 (牛久市との境界~かすみがうら市との境界)
	国道125号線 (中村陸橋下交差点~阿見町との境界)
	国道125号線 (若松町交差点~つくば市との境界)
	国道354号線 (中村陸橋下交差点~つくば市との境界)
	国道354号線 (若松町交差点~かすみがうら市との境界)
	県道48号土浦竜ヶ崎線 (小松坂下交差点~国道125号交点:右拐)
	県道199号小野土浦線 (国道125号交点:大畑~石岡市との境界)
	県道263号土浦港線 (土浦市道交差点:川口~土浦港)
県指定 第2次	国道6号線 (中村西根交差点~つくば市との境界)
	県道24号土浦境線 (学園大橋南交差点~つくば市との境界)
	県道25号土浦稲敷線 (学園東大通入口交差点~牛久市との境界)
	県道55号土浦つくば線 (学園東大通入口交差点~中村西根交差点)
県指定 第3次	県道203号荒川沖阿見線 (阿見住吉交差点~阿見西郷バイパス交差点)
	国道125号線 (若松町交差点~阿見町との境界)
	国道354号線 (中村陸橋下交差点~国道125号交差点:田中)
	国道354号線 (東真鍋町~国道354号交差点:木田余)
	県道24号土浦境線 (国道125号交点:桜町~学園大橋南交差点)
	県道48号土浦竜ヶ崎線 (小岩田東分岐~県道203号荒川沖阿見線交点:右拐)
	県道55号土浦つくば線 (中村西根交差点~つくば市との境界)
	県道64号土浦笠間線 (若松町交差点~6号バイパス中貫入口交差点)
	県道123号土浦坂東線 (富士崎町交差点~下高津二丁目交差点)
	市道I-3号線 (中貫工業団地入口交差点~神立病院)
市指定	市道I-42号線 (国道354号交点:手野~土浦協同病院)
	市道新治北753号線 (県道199号小野土浦線:小野~新治浄水場)
	県道24号土浦境線 (市道II-11号線交点~国道6号線交点:学園大橋南)
	県道55号土浦つくば線 (市道中村南五丁目1号線交点~国道6号線交点:学園東大通り入口)
	県道123号土浦坂東線 (市道下高津四丁目11号線交点:下高津小下~国道6号線:上高津)
	県道123号土浦坂東線 (市道下高津二丁目21号線交点:下高津1~国道125号線交点:富士崎町)
	県道197号戸崎上稲吉線 (市道I-8号線交点~国道354号線交点)
	県道197号戸崎上稲吉線 (土浦湖北高校~国道354号線交点)
	県道199号小野土浦線 (市道田中二丁目3号線交点~国道6号線交点)
	市道I-3号線 (市道神立74号線交点~神立病院)
	市道I-7号線 (市道新治中119号線交点~市道I-2号線交点)
	市道I-8号線 (市道菅谷17号線交点~県道197号線交点)
	市道I-9号線 (紫が丘団地入口~国道125号線交点)
	市道I-10号線 (都和南小学校~国道125号線交点)
	市道I-12号線 (市道新治南63号線交点~国道125号線交点:高岡)
	市道I-14号線 (石岡市行政界~県道199号線交点)
	市道I-18号線 (市道東真鍋4号線交点~国道354号線交点)
	市道I-19号線 (下高津三丁目交差点~土浦境線交点)
	市道I-25号線 (大岩田小学校~市道I-26号線交点:ハリガエ)
	市道I-26号線 (県道48号線交点~国道125号線交点:総合公園入口)
	市道I-31号線 (常総学院~国道354号線交点:常総学院入口)
	市道I-35号線 (青少年のグラウンド~県道55号線交点:中村南)
	市道I-37号線 (市道I-38号線交点~国道6号線交点)
	市道I-38号線 (荒川沖小学校~市道I-37号線交点)

【緊急輸送】

種別	指定路線 (区間)
	市道Ⅰ - 39号線 (市道乙戸南二丁目21号線交点～国道6号線交点)
	市道Ⅰ - 40号線 (土浦第二高校～国道125号線交点：亀城公園北)
	市道Ⅰ - 42号線 (市道Ⅱ-9号線交点～国道354号線交点)
	市道Ⅱ - 3号線 (山ノ荘小学校～市道Ⅰ-2号線交点)
	市道Ⅱ - 6号線 (新治浄・排水場～国道125号線交点)
	市道Ⅱ - 7号線 (市道路管理事務所～国道6号線交点)
	市道Ⅱ - 9号線 (上大津東小学校～市道Ⅰ-42号線交点)
	市道Ⅱ - 11号線 (宋塚小学校～県道24号線交点)
	市道Ⅱ - 15号線 (土浦日本大学高校～県道48号線交点：小松2)
	市道Ⅱ - 20号線 (県道354号線交点～Ⅰ-18号線交点)
	市道右舂107号線 (右舂小学校～市道右舂108号線交点)
	市道右舂108号線 (市道右舂107号線交点～県道48号線交点)
	市道右舂133号線 (市道右舂33号線交点～市道右舂1号線交点)
	市道右舂1号線 (市道右舂133号線交点～県道48号線交点)
	市道右舂33号線 (土浦第六中学校～市道右舂133号線交点)
	市道乙戸南二丁目21号線 (乙戸小学校～市道Ⅰ-39号線交点)
	市道下高津一丁目26号線 (土浦保健センター～市道Ⅰ-24号線交点)
	市道下高津四丁目11号線 (下高津小学校～県道123号線交点：下高津小下)
	市道下高津一丁目21号線 (霞ヶ浦医療センター～県道125号線交点：下高津1)
	市道真鍋一丁目6号線 (つくば国際大学高校土浦校舎～国道354号線交点)
	市道真鍋四丁目9号線 (真鍋小学校～国道125号線交点)
	市道神立74号線 (神立小学校～市道Ⅰ-3号線交点)
	市道神立94号線 (神立304号線交点～市道Ⅰ-3号線交点)
	市道神立304号線 (神立94号線交点～木田余40号線交点)
	市道菅谷17号線 (菅谷小学校～市道Ⅰ-8号線交点)
	市道千束4号線 (東京電力土浦営業所～国道354号交点)
	市道大岩田20号線 (霞ヶ浦総合公園～国道125号線交点：総合公園入口)
	市道大手1号線 (土浦小学校～国道354号線交点)
	市道中貫50号線 (都和中中学校～市道中貫69号線交点)
	市道中貫69号線 (市道中貫50号線交点～国道6号線交点)
	市道中高津三丁目4号線 (土浦第四中学校～国道354号線交点：四中入口)
	市道中村南五丁目1号線 (中村小学校～県道55号線交点)
	市道田中三丁目4号線 (桜川左岸 (飛行場外離着陸場)～県道24号線交点)
	市道田中二丁目3号線 (市営斎場～県道199号線交点)
	市道東真鍋4号線 (土浦第二中学校～市道Ⅰ-18号線交点)
	市道文京6号線 (土浦第一中学校～国道354号線交点)
	市道並木三丁目17号線 (都和病院～国道125号線交点)
	市道有明3号線 (東部ガス～市道Ⅰ-22号線交点)
	市道蓮河原1号線 (霞ヶ浦河川事務所土浦出張所～市道蓮河原新町4号線交点)
	市道蓮河原新町4号線 (市道蓮河原1号線交点～市道Ⅰ-22号線交点)
	市道今泉128号線 (紫が丘団地入口～小山崎115号線)
	市道小山崎115号線 (今泉128号線～県道小野土浦線交点)
	市道木田余40号線 (神立304号線交点～木田余96号線交点)
	市道木田余96号線 (Ⅰ-18号線交点～県道牛渡・馬場山・土浦線交点)
	市道新治北635号線 (Ⅱ-12号線交点～県道199号線交点)
	市道新治中119号線 (新治運動公園～市道Ⅰ-7号線交点)
	市道新治南31号線 (斗利出小学校～市道新治南63号線交点)
	市道新治南63号線 (市道新治南31号線～市道Ⅰ-12号線交点)

【緊急輸送】

(2) 緊急輸送道路位置図



種別	
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路

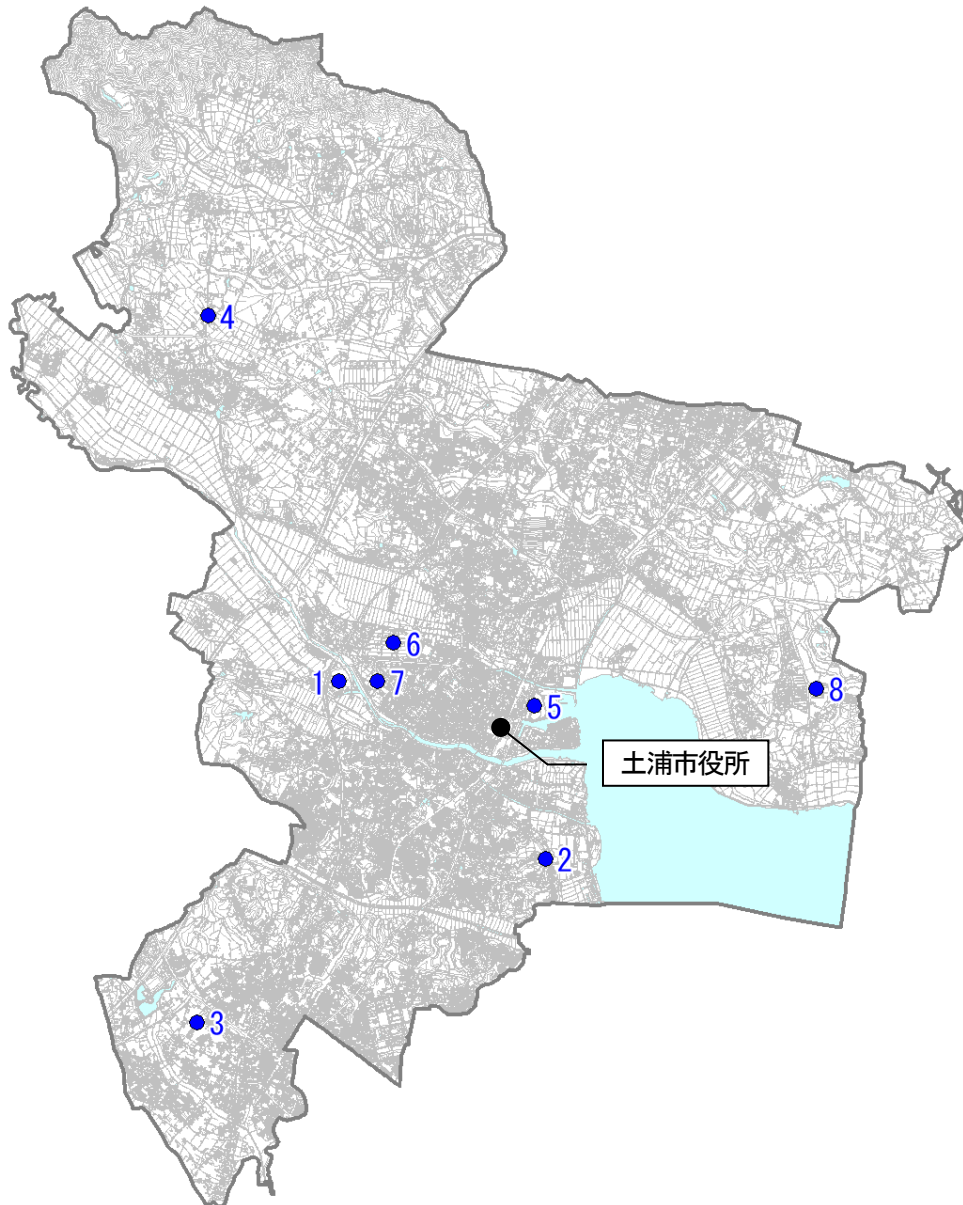
【緊急輸送】

臨時ヘリポート等

(1) 臨時ヘリポート等一覧表

	番号	名称	住所	土地状況	管理者
臨時ヘリポート	1	市民運動広場	佐野子町 260	芝地	スポーツ振興課
	2	霞ヶ浦総合公園	大岩田 630	芝地	都市整備課 スポーツ振興課
	3	青少年の家グラウンド	乙戸 1099	芝地	生涯学習課
	4	新治運動公園	藤沢 801-1	芝地	スポーツ振興課
	5	川口運動公園	川口 2-12-75	裸地、芝地	スポーツ振興課
	6	土浦市消防本部	田中町 2083-1	アスファルト	消防本部
	7	一級河川桜川・左岸	田中 3-1802	草地、砂利	県土浦土木事務所
場外離着陸場	8	土浦協同病院ヘリポート	おおつ野 4-1-1	コンクリート	協同病院院長

(2) 臨時ヘリポート等位置図



種別	記号	名称
● 臨時ヘリポート等	1	(記号の数字は一覧の NO と対応)

【緊急輸送】

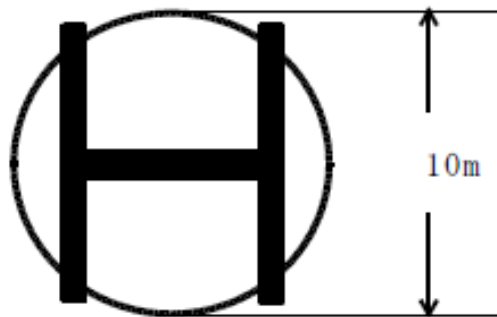
(3) 臨時ヘリポート設置基準

1 選定上の留意点

- (1) 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- (2) 地面斜度6度以内のこと。
- (3) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。
又離着に要する地積(次ページ参照)を確保できること。
- (4) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (6) 大型車両等が進入できること。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。

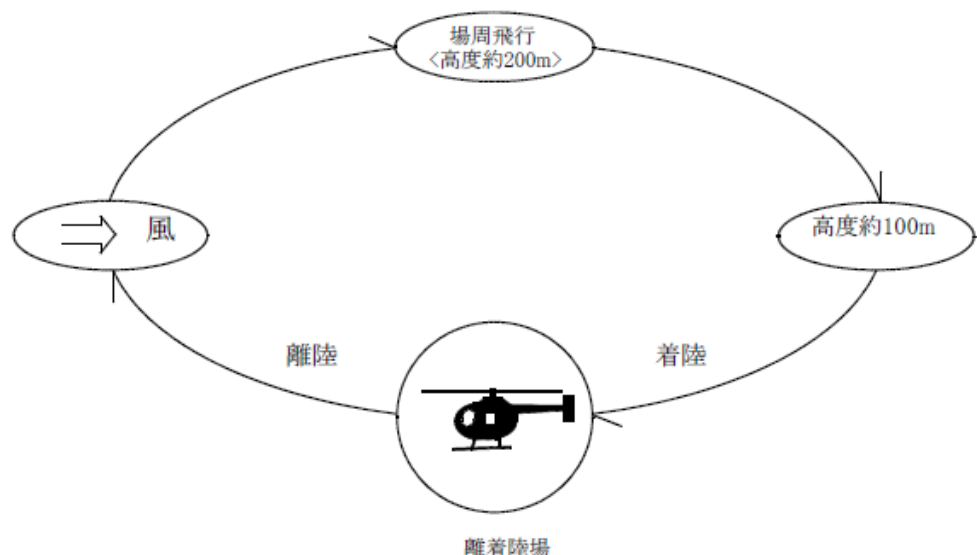
2 整備上の留意点

- (1) 風向風速を上空から確認できるようにするためヘリポート近くに立てる吹き流し、旗又は発煙筒を事前に準備しておく。また、夜間用には灯火標識(着陸地点の各隅に示すカンテラ等)を用意しておく。
- (2) 着陸点の中央にH印を示すための石灰粉等を準備しておく。



- (3) 物資を大量に輸送する場合には、搭載量を超過しないようするための重量計を用意しておく。
- (4) 離着陸場と市役所等との連絡を行う通信手段、機器を用意しておく。
- (5) その他、消火設備、補給設備等を準備してこと。

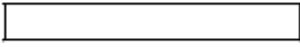
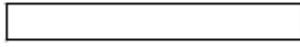
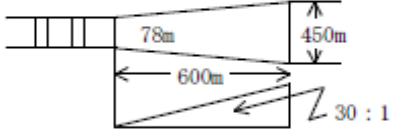
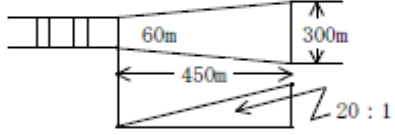
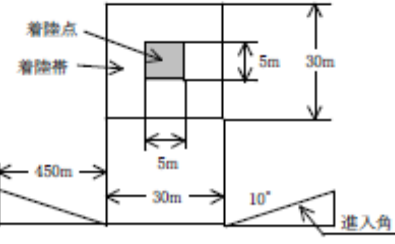
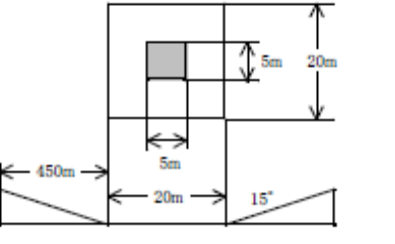
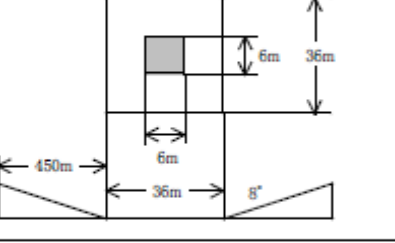
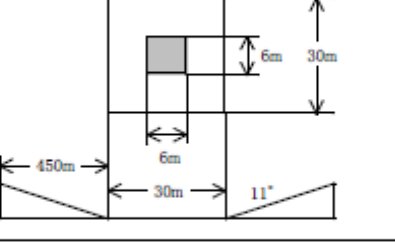
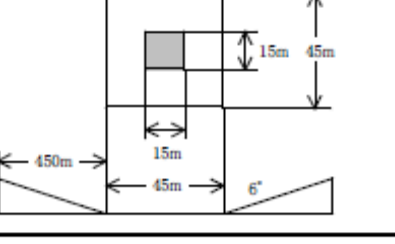
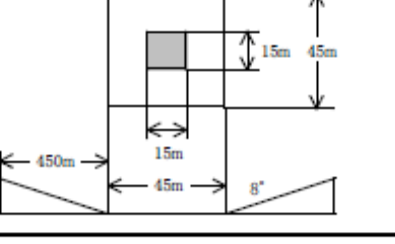
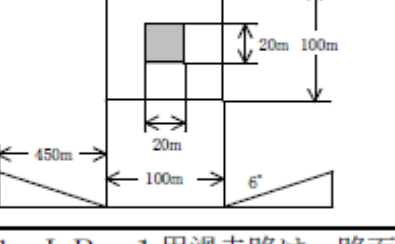
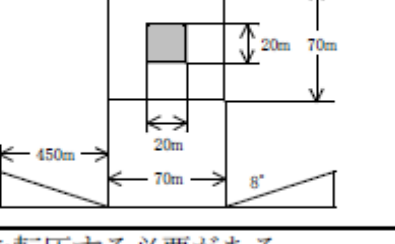
※ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではないため、ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくことが重要である。



【緊急輸送】

3 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

(1) 着陸のための最小限所要地積

1	a		b	c
	項 目		標 準	応 急
2	固定翼機	滑走路	30m  800m	20m  600m
		LR-1 進入区域		
3 4 5 6	回 転 翼 機	OH-6		
		UH-1H AH-1S		
		V-107 UH-60J		
		CH-47		
備 考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

(2) 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機 種	同時発着数4	同時発着数12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H、AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107、UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

【災害救助法】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当り 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該施設にける実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な設備を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

【災害救助法】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の 日から速や かに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益 費、敷金、礼金、仲介 手数料、火災保険等、 民間賃貸住宅の貸主、 仲介業者との契約に不 可欠なものとして、地 域の実情に応じた額と すること。 2 供与期間は建設型応 急住宅と同様。					
炊き出しそ 他による 食品の供与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現 に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 7日以内	食品給与のための総経費 を延給食日数で除した金 額が限度額以内であれば よい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供 給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水及 び炊事のための水であ ること。)	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 か ら 7日以内	輸送費、人件費は別途計 上					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、又 は毀損等により使用す ることができず、直ちに 日常生活を営むことが 困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10 月～3月)の季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災 害 発 生 の 日 か ら 10日以内	1 備蓄物資の価格は年 度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半 壊 半 焼 半 上 浸 水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康 保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日 以内	患者等の移送費は、別途 計上					
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	分べんした 日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途 計上					
被災者の救 出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日 以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の搜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上					

【災害救助法】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円	災害発生の日から 3 ヶ月以内（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあたっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1体当り 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 才未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄・消毒等） 1 体当り 3,500 円以内 一時保存： 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自己の資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療費及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【災害救助法】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 イ 3,000万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の額については100分の9 ハ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【災害復旧・復興】

土浦市り災証明書等交付要綱

平成 28 年 10 月 13 日
告示第 256 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の区域内で発生した災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める災害(土浦市火災調査規程(平成 8 年土浦市消防本部訓令甲第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する火災及び同条第 2 号に規定する爆発現象を除く。)をいう。以下「災害」という。)について市がり災証明書及び被災証明書(以下「り災証明書等」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) り災証明書 災害により住家及び非住家(以下「住家等」という。)に生じた被害について、現場確認等を行い、被害事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度を証明するものをいう。
- (2) 被災証明書 災害により住家等以外に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

2 り災証明書等により証明する事項は、申請書に基づきり災状況及び被災状況であって、損害額に係る証明は含まないものとする。

(証明書の申請)

第 3 条 り災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、り災証明書(被災証明書)交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類の全部又は一部につき提出できないやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) 被害場所の位置図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をするときは、申請者は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を市長に提示しなければならない。

3 り災証明書等の申請は、代理人によってすることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定による代理人の申請について準用する。この場合において、第 1 項中「り災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)」とあるのは、「り災証明書等の交付を受けようとする代理人」と、第 2 項中「申請者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

5 第 3 項の規定により代理人が申請する場合において、代理人は、委任状を提出しなければならない。ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族若しくは二親等内の血族又は当該住家等に勤務する者であるときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類を審査し、交付することを適当と認めるときは、り災証明書(様式第 2 号)又は被災証明書(様式第 3 号)により交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、り災証明書又は被災証明書を交付しない場合であっても、それらの証明書の交付申請があったことを証明する必要があると認めるときは、り災(被災)証明交付申請証明書(様式第 4 号。以下「交付申請証明書」という。)を交付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により既に交付したり災証明書等と同一の証明内容又は前項の規定による交付申請証明書の交付について再度申請があったときは、前条第 1 項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略してり災証明書等又は交付申請証明書を交付するものとする。

(手数料)

第 5 条 り災証明書等及び交付申請証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(補則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、り災証明書等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に発生した災害に係るり災証明書等の交付について適用する。

【災害復旧・復興】

付 則（令和3年3月31日告示第120号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の規定に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

【災害復旧・復興】

土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月1日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風・豪雨・洪水・地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民とは、災害により被害を受けた当時本市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に定める災害（第6条、第7条、第9条及び第10条において「災害」という。）により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に定める遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時において、死亡した者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にして、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にして実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちから市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条、第10条及び第11条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不

【災害復旧・復興】

適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に定める要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害（家財の価額のおおむね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(利率)

第15条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中に無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

(償還等)

第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をす

【災害復旧・復興】

ることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 2 新治村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、新治村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成5年新治村条例第17号。以下「新治村条例」という。）の規定によりなされた災害援護資金の貸付けの決定は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 編入日前に、旧新治村区域に住所を有する者が災害により被害を受けた場合における災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、新治村条例の例による。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

- 4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

- 5 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

付 則（昭和52年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年6月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年9月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年12月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項第1号から第3号までの規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年12月25日条例第39号）

【災害復旧・復興】

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成17年9月26日条例第53号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成23年6月22日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

付 則（平成23年9月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例（第4条第2項の改正規定中「については養父母」を「については、養父母」に改める部分及び同条第3項の改正規定を除く。）による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（平成25年3月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条、第15条及び第16条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

【災害復旧・復興】

土浦市災害見舞金等支給条例

昭和44年10月1日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年土浦市条例第41号）による災害弔慰金等の支給対象者を除く災害の被災者に対し災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 震災
- (4) ガス等による爆発
- (5) その他の自然災害

(支給対象者)

第3条 見舞金等の支給対象者は、本市において住民基本台帳に記録されている者とする。

(見舞金等の額)

第4条 見舞金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、見舞金等を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 死亡又は死亡したと推定された者 1人当たり100,000円
- (2) 負傷した場合において全治3か月以上の入院加療を要する者 30,000円
- (3) 住家の全焼又は全壊したもの 50,000円
- (4) 住家の半焼又は半壊したもの 30,000円
- (5) 住家の床上浸水したもの 10,000円

- 2 前項第3号から第5号までは、現に居住している住家とし、世帯を単位とする。
- 3 被害の程度は、市長が判定するものとする。

(届出)

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から10日以内に、市長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の取消し)

第6条 市長は、見舞金等の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

- (1) 故意に給付の事由を生じさせたとき。
- (2) 届出の内容に相違があったとき。

(見舞金等の返還)

第7条 見舞金等の支給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該見舞金等を返還しなければならない。

- (1) 同一の災害に関し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金の支給を受けたとき。
- (2) 同一の災害に関し、土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金の支給を受けたとき。
- (3) 同一の災害に関し、土浦市被災者生活再建支援金支給要項（平成30年土浦市告示第33号）に規定する土浦市被災者生活再建支援金の支給を受けたとき。

- 2 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、当該見舞金等を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

【災害復旧・復興】

付 則（昭和49年10月1日条例第40号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月28日条例第4号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月21日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（土浦市災害見舞金等支給条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正後の土浦市災害見舞金等支給条例第3条の規定は、施行日以後に発生した災害の被災者に対する災害見舞金又は弔慰金（以下この項において「見舞金等」という。）の支給について適用し、施行日前に発生した災害の被災者で、被災した日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されていたものに対する見舞金等の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月27日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【災害復旧・復興】

生活再建等の支援制度一覧

制度の名称	被災者生活再建支援制度						
支援の種類	給付						
支援の内容	●災害により住宅が全壊等した世帯に対して、生活再建資金を支給						
	■支給限度額						
	被害等	世帯人員	合計	基礎 支援金	加算支援金		
					建設又は購入	補修	賃借
	全壊世帯	複数/単身	300/225	100/75	200/150	100/75	50/37.5
	大規模半壊世帯	複数/単身	250/187.5	50/37.5	200/150	100/75	50/37.5
活用できる方	●本制度が適用された地域で次の世帯 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）						
お問い合わせ	都道府県、市町村						

制度の名称	災害弔慰金					
支援の種類	給付					
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給					
	●災害弔慰金の支給額は次のとおり ・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給					
活用できる方	●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母					
お問い合わせ	市町村					

制度の名称	災害障害見舞金					
支援の種類	給付					
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。					
	●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給					
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人					
お問い合わせ	市町村					

【災害復旧・復興】

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）			
支援の種類	貸付			
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。貸付限度額等は次のとおり。 			
	貸付限度額		世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
		ア 当該負傷のみ	150万円	—
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
		ウ 住居の半壊	270万円	170万円
		エ 住居の全壊	350万円	250万円 (エの場合を除く)
		オ 住居の全体の滅失又は流失	—	350万円
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）			
償還期間	10年以内（据置期間を含む）			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限がある。 			
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額		
	1人	220万円		
	2人	430万円		
	3人	620万円		
	4人	730万円		
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
お問い合わせ	市町村			

制度の名称	災害援護資金（生活福祉資金制度）		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ●貸付限度額等は次のとおり。 		
	貸付限度額	150万円	
	貸付利率	連帯保証人 有：無利子 無：年1.5%（据置期間中は無利子）	
	据置期間	6ヶ月以内	
	償還期間	7年以内	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、生活保護世帯が対象。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。 		
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会		

【災害復旧・復興】

制度の名称	母子寡婦福祉資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。 ●貸付限度額等は次のとおり。 		
	貸付限度額	150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)	
	貸付利率	年1.5%(ただし据置期間中は無利子)	
	据置期間	6ヶ月以内	
	償還期間	据置期間後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)	
活用できる方	●母子家庭の母または寡婦。		
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	農林漁業施設資金(災害復旧資金)		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農業：農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植又は補植 ●林業：素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧 ●漁業：漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧 		
	貸付限度額	次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか低い額 (1)負担する額 (2)1施設当たり1,200万円(漁船は7,000万円)	
	貸付利率	実質無利子(最長18年)	
	償還期間	18年以内(うち据置期間6年以内) ただし果樹の改植又は補植にあつては28年以内(うち据置期間13年以内)	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた農林漁業者 農業：農業を営む方 林業：林業を営む方(育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。) 漁業：漁業を営む方(常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下の方に限る。) 		
お問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫		

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	●農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金		
	貸付限度額	1,200万円(特認)年間経費等の12分の12	
	貸付利率	実質無利子(最長13年)	
	償還期間	13年以内(うち据置期間6年以内)	
活用できる方	1. 主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 2. 取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者等		
	主業農林漁業者	(個人) 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 (法人) 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方	
お問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫		

【災害復旧・復興】

制度の名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
支援の種類	融資	
支援の内容	<p>●農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地等の取得・改良・造成 2. 施設・機械の取得 3. 家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費 4. 経営の安定化に必要な資金（負債の整理） 5. 法人への出資金 	
	貸付限度額	<p>【個人】1億5,000万円（特認3億円） 【法人】5億円（特認10億円） ※このうち経営の安定化のための資金の融資限度額は個人3,000万円、法人1億円。</p>
	貸付利率	<p>実質無利子（最長18年） ※資金の使いみちが負債整理の場合、実質無利子の対象となるのは、主要な事業用資産について地震により浸水、流出、滅失、その他これに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方に限る。</p>
	償還期間	28年以内（うち据置期間13年以内）
活用できる方	<p>●認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）であって次のいずれかの条件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた者 2. 取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する者 	
お問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫	

【災害復旧・復興】

制度の名称	経営体育成強化資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	<p>●経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金</p> <p>【前向き投資】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地等の取得・改良・造成 2. 施設・機械の取得 3. 家畜の購入費、果樹の改植費、利用料の一括支払い等 <p>【償還負担の軽減（負債の整理）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再建整備（制度資金以外） 2. 償還円滑化（制度資金） 		
	貸付限度額	<p>(I) 主要な事業用資産について地震により浸水、流出、滅失、その他これに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</p> <p>1～3の範囲内でかつその合計額が、農業を営む個人及び農業参入法人にあつては2億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。）にあつては8億円。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前向き投資 負担額の80% 2. 再建整備 個人 2,000万円（特認3,500万円、特定5,000万円） 法人 8,000万円 3. 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認25年間）において支払われるべき既往負債の各年の支払金の合計額に相当する額 <p>(II) (I) に該当しない被災農業者</p> <p>1～3の範囲内でかつその合計額が、農業を営む個人及び農業参入法人にあつては1億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。）にあつては5億円。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前向き投資 負担額の80% 2. 再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円） 法人 4,000万円 3. 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認10年間）において支払われるべき既往負債の各年の支払金の合計額に相当する額 	
	貸付利率	<p>実質無利子（最長18年）</p> <p>※資金の使いみちが負債の整理の場合、実質無利子の対象となるのは、下記限度額の (I) の方に限る。</p>	
	償還期間	28年以内（うち据置期間6年以内）	
活用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた農業を営む個人、法人・団体 2. 取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する農業を営む個人、法人・団体 		
お問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫		

【災害復旧・復興】

制度の名称	天災融資制度																																																																																														
支援の種類	融資																																																																																														
支援の内容	<p>●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。</p> <p>●天災融資制度の内容は次のとおり。</p> <p align="center">【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>55</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>50</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>●被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。</p> <p align="center">【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>●貸付利率、償還期限は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>			区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																												
			①損失額の%			②万円																																																																																									
				個人	法人																																																																																										
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																																																																										
		一般農業者	45	200	2,000																																																																																										
	林業者		45	200	2,000																																																																																										
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																										
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																																																																										
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																																																																										
一般漁業者		50	200	2,000																																																																																											
区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																													
		①損失額の%	②万円																																																																																												
			個人	法人																																																																																											
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																																																																											
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																											
林業者		60	250	2,000																																																																																											
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																											
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																											
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																											
	一般漁業者	60	250	2,500																																																																																											
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																													
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																													
活用できる方	● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象。																																																																																														
	(ア) 被害農林漁業者		(イ) 特別被害農林漁業者																																																																																												
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上	2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																												
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																																																																												
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																																																																												
お問い合わせ	市町村																																																																																														

【災害復旧・復興】

制度の名称	災害復興住宅建設資金								
支援の種類	融資								
支援の内容	<p>●貸付限度額等は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●建設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①建設資金：基本融資1,460万円 特例加算450万円 ②土地取得資金：970万円 ③整地資金：390万円 ●新築購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：2,430万円 ②特例加算：450万円 ●リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：リ・ユースプラス2,430万円 リ・ユース2,130万円 ②特例加算：450万円 ●補修の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①補修資金：640万円 ②引方移転資金：390万円 ③整地資金：390万円 </td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>固定金利（借入申込日現在の融資金利が適用）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>最長5年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長される。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td> 耐火・準耐火・木造（耐久性）：35年以内 木造（一般）：25年以内 リ・ユースプラス：35年以内 リ・ユース：25年以内 補修の場合：20年以内 ※年齢による最長返済期間の制限がある。 </td> </tr> </table>	貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●建設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①建設資金：基本融資1,460万円 特例加算450万円 ②土地取得資金：970万円 ③整地資金：390万円 ●新築購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：2,430万円 ②特例加算：450万円 ●リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：リ・ユースプラス2,430万円 リ・ユース2,130万円 ②特例加算：450万円 ●補修の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①補修資金：640万円 ②引方移転資金：390万円 ③整地資金：390万円 	貸付利率	固定金利（借入申込日現在の融資金利が適用）	据置期間	最長5年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長される。	償還期間	耐火・準耐火・木造（耐久性）：35年以内 木造（一般）：25年以内 リ・ユースプラス：35年以内 リ・ユース：25年以内 補修の場合：20年以内 ※年齢による最長返済期間の制限がある。
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●建設の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①建設資金：基本融資1,460万円 特例加算450万円 ②土地取得資金：970万円 ③整地資金：390万円 ●新築購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：2,430万円 ②特例加算：450万円 ●リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①購入資金：リ・ユースプラス2,430万円 リ・ユース2,130万円 ②特例加算：450万円 ●補修の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①補修資金：640万円 ②引方移転資金：390万円 ③整地資金：390万円 								
貸付利率	固定金利（借入申込日現在の融資金利が適用）								
据置期間	最長5年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長される。								
償還期間	耐火・準耐火・木造（耐久性）：35年以内 木造（一般）：25年以内 リ・ユースプラス：35年以内 リ・ユース：25年以内 補修の場合：20年以内 ※年齢による最長返済期間の制限がある。								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●建築・購入の場合：住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する方。（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入の場合は、50㎡以上（マンションの場合は30㎡以上）175㎡以内） ●補修の場合：住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方。 ●自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方（被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象。連帯保証人が必要になるなどの所定の要件がある。） ●年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ・年収400万円未満：総返済負担率30%以下 ・年収400万円以上：総返済負担率35%以下 ●日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人 								
お問い合わせ	住宅金融支援機構								

様 式

【職員動員に関する様式】

勤務時間外動員用職員名簿

令和（ ）年（ ）月現在

（ ） 部 （ / ）								
課名	補職名	氏名 (性別)	電話番号	所要時間 (徒歩)	手段	住所	血液型	生年 (昭)
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				
		(男・女)		()				

(注) 所要時間の徒歩の欄は、必ず記入する。(歩行距離より /時にて算出
 手段は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。自動車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。公共交通機関は使用できないものと想定する。
 記入は、課単位で行い、2枚以上になる場合は、右上の（ / ）にページ数・枚数の順で必ず記入する。

【職員動員に関する様式】

非常配備体制別配備人員名簿

(/)

(令和 年 月 日現在)

部	部長		次席責任者				連絡員	
所属及び所属長名	注意配備体制	警戒配備体制	非常配備体制				合計人数	
	注意配備	警戒配備	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	直行職員		
(所属名) . . (所属長名) . .	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	人	
(所属名) . . (所属長名) . .	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	人	
(所属名) . . (所属長名) . .	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	(職員) . . (計 人)	人	

※ 2枚以上になる場合は、左上の (/) にページ数・枚数の順で記入する。

【報告等様式】

職員参集（ 予定 ・ 報告 ） 表

部 課
職員数 人（うち直行職員 人）

予定表：令和 年 月 日 作成

報告表：令和 年 月 日（ ） 時 分 発生

	注意・警戒配備	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	合計
時 分現在 (30分以内)	人	人	人	人	人
時 分現在 (～1時間)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
時 分現在 (～2時間)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
時 分現在 (～3時間)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
時 分現在 (～4時間)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
時 分現在 (5時間以上)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
時 分現在 (時間以上)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)	人 (累計 人)
参集完了時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

(注) 予定表、報告表のいずれかに○をつける。

予定表については、「勤務時間外動員用職員名簿」の「所要時間」欄記載に基づき記入する。

【報告等様式】

発 信 用 紙

本部長	副本部長	総務部長	総務部 本部統括班 班 長	所管部長	起案者	本部会議 審 議	庁 内 放 送
						要 否	要 否
						了	了
あて先							
件 名 _____ 令和 年 月 日 時 分 土浦市災害対策本部発第 号							
本文							
							発信済

土浦市災害対策本部

【報告等様式】

第1号様式 [災害概況速報]

災 害 概 況 速 報

災害名 (第 報)

※ 項目ごとに情報源を明記すること。
 (住民通報、防災モニター情報、自主防災組織
 通報、その他民間通報、消防・警察官通報、
 その他機関通報及び現認)

※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

報告日時	年 月 日 時 分
市町村	土 浦 市
所属名	部 課・所
報告者名	

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、その他				発生日時	年 月 日 時 分			
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等)									
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)									
応急対策の状況	(応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

【報告等様式】

第2号様式 [要請情報]

要 請 情 報

災害名 _____ (第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年 月 日 時 分
主管部名	部
部長名	
担当者名	課

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他 ()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) ※ 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数 量・ 回 数・ 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	そ の 他 必要事項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況)	

【報告等様式】

第3号様式 [災害対策従事者名簿]

災 害 対 応 従 事 者 名 簿

部 課
 報告者氏名

災害名				出勤日	月 日 ()		
No.	補職名	職員番号	氏 名	従 事 時 間	仮眠時間等	従 事 内 容	備 考
1				時 分から 時 分まで			
2				時 分から 時 分まで			
3				時 分から 時 分まで			
4				時 分から 時 分まで			
5				時 分から 時 分まで			
6				時 分から 時 分まで			
7				時 分から 時 分まで			
8				時 分から 時 分まで			
9				時 分から 時 分まで			
				時 分から 時 分まで			

(注1) 課単位に1日1枚ずつ作成すること。 (注2) 職員番号順に記入すること。 (注3) 従事内容は具体的に記入すること。
 (注4) 時刻表示は 時制とすること。 (注5) 市職員以外の場合は、その旨備考欄に記入すること。

【報告等様式】

第4号様式 [災害対策活動実施状況報告]

災 害 対 策 活 動 実 施 状 況 報 告

※報告先 各部長 ※提出先 総務部		災害 名	報告 者 氏名	部 課	報告 時刻	年 月 日 時 分 (中間) 現在 (最終)	No.	/
月 日	時 刻	災害対策の種類	実 施 状 況			今 後 の 対 策		

- (注1) 日時を追って適時記入し、状況に応じて整理すること。(ただし、時刻表示は、時制とする。)
- (注2) 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機(器)材、応援の状況等を具体的に記入すること。
- (注3) 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機(器)材、応援を必要とする数量を記入すること。

【報告等様式】

第5号様式 [避難状況速報]

第 報

避 難 の 状 況

月 日 時 分現在	受信時刻	時 分
報告機関	受信機関	
報告者名	受信者名	

地区名	避 難 の 状 況				避難指示		警戒区域の設定		避難の理由	避難先・今後の見通し等
	町内名	避難した日時	避難世帯数	避難人員数	有 無	指示した日時	有 無	設定した日時		
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			
					指 示 自 主 避 難		有・無			

注 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」、「第3報」として報告すること。
 報告件数の多少等に応じ、適宜地区ごとに別葉とすること。また「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

【報告等様式】

第6号様式 [避難所・救護所収容状況速報]

第 報

避難・救護所開設の状況

月 日 時 分現在	受信時刻	時 分
報告機関	受信機関	
報告者名	受信者名	

種別	名 称	設置場所	開設日時	収容可能人数	現収容人数	実施期間	活動人員	そ の 他 参 考 事 項
避 難 所								
救 護 所								

注 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」、「第3報」として報告すること。
 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別葉とすること。また、「月 日 時 現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

【報告等様式】

第7号様式 [救援物資等給与状況]

救援物資等給与状況

令和 年 月 日 時現在

◎ 給与 輸送 先	活動期間	活 動 態 勢					給 与 内 容		
		◎ 人 員		車 両			◎ 品 名	◎ 数量	調 達 保有別
		職 員	その他	車 名	数量	調 達 保有別			
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
〇〇〇 避難所 他〇〇 か所 合 計	自 至	実 延			実 延				

(注) 中間報告は◎印の事項のみ報告のこと。

(注) 人員欄「その他」の項には、協力機関の職員数と、雇上人員等とを区分すること。

【報告等様式】

第8号様式 [物資経理状況]

物 資 経 理 状 況

令和 年 月 日 時現在

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位	受入先又は払出先	受 高		払 高		残 高		備 考
					数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
 ①避難所用、 ②炊き出しその他による食品給与用、
 ③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材、
 ④被服・寝具等、 ⑤医薬品・衛生材料、
 ⑥被災者救出用機械器具・燃料、 ⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

【報告等様式】

第9号様式 [調査個表]

土浦市資料		令和	年	月	日	作成		調査員	部	課	
調 査 個 表											
町会名						(作成補助者氏名)					
世帯主	住所	土浦市		丁目	番地	号	番地の				
	氏名			世帯人員		人					
被災状況	災害の原因	風水害		地震災害		その他					
	被災年月日	令和	年	月	日						
	被災場所										
	被災の程度	住家の被害	全壊(焼)		流失		半壊(焼)				
人的被害		一部破損		床上浸水		床下浸水					
特記事項	氏名	続柄	年令	備考							

【避難所運営の様式】

避難者カード

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

※ 避難所名		※ 担当職員名	
-----------	--	------------	--

住所：_____市					※ 地区名	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	※ 事務所記入欄	
					退所日	備考
計	男 ・ 女 ・ 計 名 名 名					

注 1 家族ごとに1葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。

注 ※欄は、避難所担当職員が記入すること。

【避難所運営の様式】

避難者名簿（避難所入所記録簿 市民用）

避難所入所記録簿

（市民用）

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主 との 続柄	摘要	退所年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							

【避難所運営の様式】

避難者名簿（避難所入所記録簿 市民以外用）

避 難 所 入 所 記 録 簿

（市民以外用）

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業 及び 勤務先	摘要	退所年月日
1						通勤・通学 旅行出張 その他	
2						通勤・通学 旅行出張 その他	
3						通勤・通学 旅行出張 その他	
4						通勤・通学 旅行出張 その他	
5						通勤・通学 旅行出張 その他	
6						通勤・通学 旅行出張 その他	
7						通勤・通学 旅行出張 その他	
8						通勤・通学 旅行出張 その他	
9						通勤・通学 旅行出張 その他	
						通勤・通学 旅行出張 その他	

【避難所運営の様式】

避難所収容状況調

(/)

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

	避難室名	避難者収容状況										救援・救護実施状況								備考
		世帯数	男				女				給食支給状況		救助物資支給			物資貸与状況		要援護人員		
			～	～	～1	計	～	～	～1	計	ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名		数量	
月 日	8時																			
	時																			
	時																			
月 日	8時																			
	時																			
	時																			
月 日	8時																			
	時																			
	時																			
月 日	8時																			
	時																			
	時																			

注 避難室ごとに記入する。
 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
 要医療人員は、内書とする。
 備考欄には、障害者等要援護者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

【避難所運営の様式】

物 品 受 け 払 い 簿

— / —

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

品 名		単位呼称	
-----	--	------	--

受取日	摘 要	受入数	払出数	現在残	扱 者	備 考

- ※ 1. 品目ごとに作成する。
2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

【応急医療救護に関する様式】

医 療 救 護 班 診 療 記 録

市町村名：土浦市 /

救護所名	地区	担当	班 長	
		医師	班 員	
		担当職員名		

年月日	住 所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	程 度	措置概要	備 考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・ ・		

- 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
- 2 重症：入院1月以上を要する 中症：入院治療を要する 軽症：入院治療を要しない
- 3 措置概要は、特に他病院等への「転送」の有無について、記載もれのないよう注意すること。

【応急医療救護に関する様式】

医療救護班医療衛生材料使用簿

市町村名：土浦市 /

救護所名	地区	担当	班 長	
		医師	班 員	
	担当職員名			

医薬品衛生器材料品名	単 位	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
小計・合計							

- 注1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
- 2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
- 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

【応急医療救護に関する様式】

医薬品衛生材料受け払い簿

市町村名：土浦市 _____ / _____

品名	単位 呼称					
年月日	摘要	受	払	残	扱者	備考
小計・ 合計						

- ※ 1. 品目ごとに作成する。
 2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

【搜索受付～火葬・埋葬の様式】

行方不明者等受付簿

種別	行方不明者		身元不明の遺体		遺体引受人のない遺体		その他		受付番号
	氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名		
本籍								届出人 (氏名)	
現住所								(住所)	
遺体の現場								(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)									
種別	行方不明者		身元不明の遺体		遺体引受人のない遺体		その他		受付番号
	氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名		
本籍								届出人 (氏名)	
現住所								(住所)	
遺体の現場								(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)									

【搜索受付～火葬・埋葬の様式】

整理番号	
------	--

遺 体 調 書

搜索收容者	搜索收容班 第 班	代表者 氏 名	所属	
遺体の種別	身元不明の遺体 遺体引受人のない遺体 その他			
遺体発見 日 時	年 月 日 時 分			
遺体発見 場 所				
遺 体 の 身 元	本 籍			
	現住所			
	氏 名	身元不明 者の符号	性 別	男・女 年 齡 歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)			
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)		
	氏 名	(死者との続柄)		
	遺体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)		
	遺骨の 引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)		
見 分 (検視) 日 時	月 日 時 分	見 分 (検視) 者		
検 案 日 時	月 日 時 分	検 案 医 師		
火葬許可証 交 付 日	年 月 日	遺体発見現場の概略図		
火 葬 日	年 月 日			
(所持品の処理)				
(備考)				

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

【搜索受付～火葬・埋葬の様式】

氏 名 札

土浦市災害遺体 第 号

氏 名 _____

(送付番号：)

災害遺体送付票

土浦市災害遺体 第 号

氏 名 _____ を送付する。

年 月 日

土浦市長 _____

火葬場 _____ 宛

遺 体 処 理 票

市町村名： 土浦市

災害遺体番号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴やその他参考となる事項等を詳細に記入する）		
遺体収容所		

遺 留 品 処 理 票

市町村名： 土浦市

遺留品処理番号		
遺留品		
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死 亡 者	遺 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

【搜索受付～火葬・埋葬の様式】

遺 体 処 理 台 帳

市町村名： 土浦市

処 理 年月日	遺 体 発見の 日時及 び場所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 置 費			遺 体 一 時 保 存 の	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—						

【り災証明等の様式】

り 災 証 明 書

発 第 号 令和 年 月 日				
り 災 証 明 書				
世帯主住所		土浦市 丁目 番地 号 番地の		
氏 名		世帯人員 名		
り 災 状 況	災害の原因	1. 風水害 2. 震火災 3. その他		
	り災年月日 時刻	令和 年 月 日 午 前 後 時 分 頃		
	り災場所	土浦市 丁目 番地 号		
	り災程度	1 住 家	全 壊 (焼) 大規模半壊 流 失 床上浸水 半 壊 床下浸水	
	2 人 員	死 亡 名 重 傷 名 行方不明 名 軽 傷 名		
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 令	備 考
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。			
上記のとおり、り災したことを証明する。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;">土浦市長</div>				

義 援 金 領 収 書

義 援 金 領 収 書

金額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

_____ 殿

土浦市災害対策本部長

土浦市長

土浦市地域防災計画

作成 昭和53年3月

改正 令和4年3月

土浦市総務部防災危機管理課

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111(代表)
